

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ならまちセンター	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団（非公募）	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日 まで（3年間）
設置目的	市民の連帯感の育成と文化・教養の向上を図り、もって市民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため、ならまちセンターを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・ならまち邦楽コンサート（1/12実施）他	実地調査 実施日	令和7年6月23日
-------------	--	------------	-----------------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	115,807,000	10,606,860	129,700	117,815	303	－	（市民ホール）42.0	90
令和6年度	120,716,000	11,066,030	126,000	112,480	237	－	（市民ホール）39.7	90
変動の大きい指標の変動理由	令和6年度に改修による休館時期があったため、令和7年度は開館日数及び利用者数が増加した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市ならまちセンター条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護、就業規則等の遵守、ワークライフバランスの確保等に努められた。個人情報保護については、具体的に業務スペースへの入室禁止やシュレッダーでの書類処分等を徹底された。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常時の保安警備による安全管理に加え、二次避難所に指定されていることから、災害時の危機管理マニュアルを作成し、避難訓練も実施するなど、非常時の対応に対する方策を実施された。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	コロナラにおけるアートコーディネーターによる取り組みや、カフェとの連携など、新たな取組みを進めることができている。 夏場の空調不調により一時的に貸館を停止していたが、日程を変更するなどして、おおむね計画通りに事業が実施された。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	幅広い世代に対する、多様な企画展開を自主事業として行っている。特に芝生広場を活用した、館内に留まらない事業展開を行うことができた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	接遇の充実、魅力ある事業の展開により、サービスの向上をはかった。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	全体の経費削減に努められ、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。ならまちセンターに苦情が寄せられた際には、奈良市と密に連絡をとり、適切な対応が行われた。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	「地域コミュニティ活性化事業」を自主事業として展開しており、多様な世代に対し、館内の様々な場所を使った企画を行っており、設置目的である市民の連帯感の育成やふれあい豊かな地域社会づくりに寄与された。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	広報活動や芝生広場の利用活性化等により利用者数の増加に努めた。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	ならまちの中心的な施設として、地域に密着した事業実施・施設運営に努めていただくとともに、複合施設であることを活かし、これまで以上に人々の憩いの場として活用してもらえるよう努めていただきたい。また、令和6年度にリニューアルされたエントランスロビーをコトナラボとして活用し、新しいアートに触れる機会提供を行ってください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	ならまちの中心的な施設として、地域に密着した事業実施・施設運営に努めていただくとともに、複合施設であることを活かし、これまで以上に人々の憩いの場として活用してもらえるよう努めていただきたい。また、令和6年度にリニューアル予定のエントランスロビーを活用し、さらなる利用者増に繋げていただきたい。 ⇒ならまちの中心的な施設として、令和6年8月にリニューアルオープンしたエントランスロビーでの新たな取り組みや、地域コミュニティの活性化につながる事業が実施された。また、コンサートの配信等、時代の流れに対応する手法を取り入れた文化発信を実施された。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	入江泰吉記念奈良市写真美術館		評価主体	市民部 文化振興課	
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 令和11年3月31日	から まで (5年間)
設置目的	奈良に関係の深い写真等の展示及び保存等を図り、もって文化の向上に資するため、写真美術館を設置する				

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	展覧会でのアンケート調査	実地調査実施日	令和7年7月2日
-------------	--	------------	--------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	119,499,000	6,769,560	33,700	25,939	243	-	52.0	90
令和6年度	118,047,000	7,256,550	32,700	28,731	270	-	69.4	90
変動の大きい指標の変動理由	安定した運営を続けられており、大きな変動は見られなかった。							
特記事項	令和7年度報告(令和6年度実績)より利用者数にはオンライン事業参加者も含む。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護、就業規則等の遵守、時間差出勤制度の活用やワークライフバランスの確保等に努められた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また備品の廃棄に関しては、産業廃棄物として予算の範囲内で適切に処理された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	日常時の保安警備による安全管理に加え、災害時の危機管理マニュアルを作成し、避難訓練も実施するなど、非常時の対応に対する方策を実施された。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、効率的・効果的な維持管理に努められた。入江氏や様々な写真家の展示事業を実施されたほか、デジタル事業については入江作品や目録のデジタル化を進めており、色の劣化した写真をデジタルの技術で復元する事業も進められた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	写真の鑑賞・撮影技術の習得等を目的とした講座事業を展開し、写真文化の普及に務めた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	他の美術館や教育機関・観光協会等との交流を深められた。また、外国人観光客の増加に伴い、英語版リーフレットを配布し、外国人観光客のニーズに応えるよう努められた。なお、トラブルについては、平素より来館者を第一に迅速・的確且つ丁寧な対応を徹底し、苦情・トラブルを未然に防止するよう努められた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	学芸員や技術員等の専門性を有する職員を配置することで、展覧会などの企画事業の実施を行うことができています。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	他の美術館施設や入江泰吉旧居を運営するなど、組織としての運営ノウハウや写真家・入江泰吉に関する知識を有している。今後は、専門性向上・担保のための取組みが必要である。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	入江泰吉の顕彰及び入江泰吉作品の保存・活用に対する考え方	入江泰吉というブランドの今後の展開についてのビジョンがあるか。	入江泰吉のフィルム約8万点のデジタル化を行い、今後の活用に向けた保存・復元作業を行った。また、入江作品の解説動画の制作や、マーターポート（美術館空間の3D化）を用いた展覧会のデジタルツアー等を行う等、入江泰吉及び写真美術館の発展につなげようとしている。	A
	地域・関係団体・市との連携・協働等に対する考え方	地域との連携・協働等の重要性について認識があり、そのための具体的・効果的な方策を行ったか。市の方針を十分理解し、連携のための具体的方策を行ったか。	学芸員による奈良教育大学での講演や、奈良市美術館と連携し、博物館実習の受け入れを積極的に行い、さらに自治会とも連携をとるなど、地域との連携をはかった。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	アンケート等により利用者の属性（年齢、性別、居住地域等）やニーズの把握、分析を行い、観覧者数等の向上に努めてください。また、施設の特性を踏まえ、排水機能の維持を目的とした日常的な清掃等、適正な管理に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	アンケート等により利用者の属性（年齢、性別、居住地域等）やニーズの把握、分析を行い、観覧者数等の向上に努めてください。 ⇒前年から引き続き、入江作品に加え、多様なジャンルの写真家の展覧会や多数の自主事業を実施された。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市音声館		評価主体	市民部 文化振興課	
指定管理者	奈良町くりえいと	(公募)	指定の期間	令和7年4月1日 令和12年3月31日	から まで (5年間)
設置目的	伝統的な芸能から現代的な芸術表現まで、あらゆる文化活動の振興を通じ市民及び団体の交流を創出し、もって市民の文化の向上及び市の魅力発信に資するため、音声館を設置する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・貸館の利用者アンケート 他	実地調査 実施日	令和7年6月19日
-------------	--	------------	----------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	29,280,813	1,977,470	40,900	32,300	298	-	(ホール)23.0	100
令和6年度	40,000,000	1,164,150	39,700	29,097	301	-	(ホール)31.3	100
変動の大きい指標の変動理由	空調改修のために令和6年7月～令和7年3月にかけて貸館使用の制限を行っていたため、使用料金及び稼働率が低下したが、令和7年度は休館もなく運営することができたため、使用料収入が大きく改善した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
使用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市音声館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また専門業者による保守点検(ピアノ)や法令に基づいた点検も漏れなく行われた。さらに施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常的な巡回の実施のほか、警備会社への委任より安全管理に努めており、適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取り合いながら業務を行っている。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	奈良市の伝統的な魅力を文化芸術の形で発信し、観光へとつなげる新たな取組みを始動することができた。 施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、効率的・効果的な維持管理に努められた。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	自主事業として演劇(一人芝居)を上演するなど、指定管理者の有する専門性を活かした事業展開を行った。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	従来の広報に加えて、ラジオで毎週土曜の定刻の30分間において当施設の案内を行うなど、施設の周知に努めている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	事業の見直し及び経費削減等による経営改善に努め、健全で安定的な事業運営を進められている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施された。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	社会的効果・経済的効果を生み出す取組み	文化的効果のみならず、社会的効果・経済的効果が期待できる具体的な計画があるか。	障がいを抱える青少年を対象にした舞台芸術プログラムなど、社会包摂を意識した社会的効果を伴う事業や、経済的効果が期待できる文化観光推進事業など、波及的効果を生み出す取組みが行われている。	A
	多様な世代や地域を対象とした取組み	市内外を対象に様々な世代の人たちが利用し、幅広い交流へとつながるための具体的な方策があるか。	施設を中心とし、周辺住民から、県外の事業参加者、文化団体等、様々な人々との幅広い交流を図った。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自由参加の事業を毎月開催するなど、地域密着型の文化施設として活動を広げ、認知度を広げることができた。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。 指定管理1年目であるが、指定管理者の特性を生かした事業展開を行うことができている。
指定管理者に対する指示・指導事項	DX化の推進などを通じて、施設の利便性向上に努め、より効率的かつ効果的な施設運営を行ってください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	伝統的な芸能から現代的な芸術表現まで、あらゆる文化活動の振興を通じ市民及び団体の交流を創出し、もって市民の文化の向上及び市の魅力発信に資するための施設運営を実施してください。 ⇒多様な事業等を展開し、市民の文化の向上及び市の魅力発信に資することができた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	名勝大乘院庭園文化館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	株式会社ジェイアール西日本ホテル開発 (4/1～6/30 株式会社奈良ホテル)	（非公募）	指定の期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで (1年間)
設置目的	市民の文化の向上を図るとともに、市民及び本市を訪れる観光客の観覧と利便に供するため、名勝大乘院庭園文化館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の 満足度調査等	利用者アンケート ・庭園講座 他	実地調査 実施日	令和7年6月30日
-----------------	--	----------------	---------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	12,360,000	499,800	40,900	31,216	302	－	(展示室)39.1	90
令和6年度	12,360,000	1,155,000	39,700	31,126	300	－	(展示室)40.3	95
変動の大きい指 標の変動理由	令和6年度は夜間を通した連続使用が多くあったこともあり、使用料収入が一時的に増加していた。 また、令和8年度から貸館機能が休止となることから、令和7年度における使用申請が減少し、使用料収入(使用申請時に支払)も低下した。							
特記事項	指定管理者として施設を運営していた株式会社奈良ホテル(指定期間令和7年4月1日～令和8年3月31日)が、令和7年7月1日に株式会社ジェイアール西日本ホテル開発に吸収合併されたため、再度指定を行った。							

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	利用者からの要望等があるが、条例・規則に基づく使用のルール をスタッフがしっかりと認識しており、一部の市民を優遇すること なく、公平性を担保している。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	具体的な情報の請求案件はなかったが、奈良市情報公開条例に もとづき、指定管理事業等に関係する書類は開示する可能性が あることについて認識がある。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	施設管理に関する各種法令に基づき、適切に業務を行っている	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行 われていることが確認できた。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり 行われたか。	仕様書に基づき、維持管理を行っている。機器類の故障にあたっ ては、速やかに市へ報告しており、利用者の不便とならないよう 柔軟に対応している。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害 等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水 準どおりに行われたか。	電源設備などについても火災等につながらないよう、一部の使用 を制限するなど、安全管理に努めている。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	文化講演会や庭園講座、他施設と連携した展示会など多様な事 業を概ね計画通りに実施された。 特にポップアップレストランの企画は、施設活用の新しいあり方を 示すものであった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、庭園講座等、立地や施設の特徴を活かした 事業を開催されたが、指定管理選定時に計画していた事業(会議 室を利用したの懇談会やパーティ等)については一部進められて いない。	C
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	しみんだより等において施設事業の広報を行うなどをしている が、一方で施設の特性上求められる文化観光分野におけるサー ビス向上のための方策としては十分とはいえない。	C

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	全体の経費削減に努められ、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	施設管理を適切に履行する最低限の職員配置とした。窓口業務にあたり親切的対応に努めるため、適宜必要な研修（接客、館内案内、電話受付等）を行なわれた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	大乘院庭園を紹介・説明してきた経験をもつ職員を館長に配属することで、来館者にスムーズに対応している。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	独立性を保ちながら、株式会社ジェイアール西日本ホテル開発としても当施設は相乗効果が得られる対象である。財務状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	名勝大乘院庭園文化館の今後の利活用についてのビジョン	名勝大乘院庭園文化館の今後の利活用についてのビジョンがあるか。	堅実な施設運営を進めることができているが、一方で来館を促進するようなビジョンについて、市と施設が共有することが求められる。	C
	地域・関係団体・市との連携・協働等に対する考え方	地域との連携・協働等の重要性について認識があり、そのための具体的・効果的な方策を行ったか。市の方針を十分理解し、連携のための具体的方策を行ったか。	文化講演会や庭園講座、他施設と連携した展示など、庭園文化の普及やならまちの振興を図った。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施されたが、庭園の価値を発信するような機能向上が必要である。
指定管理者に対する指示・指導事項	（令和8年4月から休館）

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	入館者数増加を目指し、これまでの取り組みだけでなく、集客に繋がる新たな事業の企画を実施してください。 ⇒過去の実績（データ）を元に、予約管理をきめ細やかに行い、貸室利用の予約を効率よく運用し、利用者及び利用率の向上に努めた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	なら100年会館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団（非公募）	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和9年3月31日 まで（3年間）
設置目的	奈良市制100周年を記念して、市民の文化の振興と国際交流をはじめとする地域間交流の促進を図るため、本市に市民ホールを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の満足度調査等	利用者アンケート ・夏休みファミリーコンサート with 大阪交響楽団（2/8実施）他	実地調査 実施日	令和7年7月1日
-------------	--	------------	--	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	382,166,000	60,193,180	252,200	225,644	303	－	（大ホール）50.0	90
令和6年度	378,777,000	54,526,145	245,000	210,609	305	－	（大ホール）46.8	90
変動の大きい指標の変動理由	令和6年度はイベントの内容が学会等が多く、コンサート系が少なかったために利用者数及び使用料収入が微減であったが、令和7年度はどちらも増加がみられた。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	なら100年会館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報保護、就業規則等の遵守、ワークライフバランスの確保等に努められた。個人情報保護については、具体的に業務スペースへの入室禁止やシュレッダーでの書類処分等を徹底された。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常時の保安警備による安全管理に加え、二次避難所に指定されていることから、災害時の危機管理マニュアルを作成し、避難訓練も実施するなど、非常時の対応に対する方策を実施された。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	能楽普及事業や小学校へのアウトリーチ事業等を開催し、文化芸術によって人生を豊かにする事業の充実に努めるとともに、地域創造「公共ホール現代ダンス活性化事業」の実施などに取り組んでいる。また、施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	多様なアーティストのコンサート事業をはじめ、バックステージツアーなどホールの魅力を発信する事業展開がなされた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	チケットのインターネット販売等、利用の促進・サービス向上に関して具体的かつ効果的な方策を講じた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	効率的な事業実施に対する職員の意識を高め、適正な取扱いと経費削減に努められ、高騰する光熱費についても極力節減を行われ、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。 また、今後想定される大規模改修における、施設の改修項目の整理について、市と密な連携を行っている。	A
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	学校や市民フェスティバル運営委員会、大宮地区自治協議会等と連携した事業を開催し、地域活性化に寄与することができた。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	奈良市の文化の拠点として充実した施設管理を行うという目標のもと、多くの来館者が見込まれる全国ツアー系やクラシックコンサートのほか、幅広い世代の方々や障がい者の方々を対象にした事業を開催した。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	引き続き、奈良の文化振興における拠点施設として、奈良の魅力発信・地域とのつながりの醸成・社会包摂的な事業等、幅広い事業を展開するとともに、より多くの市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供できるよう努めていただきたい。また、施設・設備の劣化に伴い、これまで以上に安全性の確保が求められるため、市と協力・協議のうえ、適切な施設管理に努めていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	奈良の文化振興における拠点施設として、奈良の魅力発信・地域とのつながりの醸成・社会包摂的な事業等、幅広い事業を展開するとともに、令和2年度に整備した高速ネットワーク環境を利用するなど、より多くの市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供できるよう努めていただきたい。また、施設・設備の劣化に伴い、これまで以上に安全性の確保が求められるため、市と協力・協議のうえ、適切な施設管理に努めていただきたい。 ⇒指摘事項を念頭に置き事業の見直しを行い、高速ネットワーク環境を活かした公演や様々なコンサート等の開催等、人生を豊かにする事業、奈良の魅力の発信、また奈良出身アーティストのコンサート等の開催など、幅広い事業を展開された。施設・設備の経年劣化に伴う安全性の確保については、大規模改修の検討も含め、市と密に協力・協議を行った。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	なら100年会館駐車場	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	日本パーキング株式会社 (公募)	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで (5年間)
設置目的	市民の文化の振興と国際交流をはじめとする地域間交流の促進を図るため設置された市民ホール利用者のための駐車場		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和7年7月1日
-----------------	--	----------------	---	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	利用料金収入※2 (円)	利用車数 (台)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	0	12,239,150	—	20,440	365	—	—	—
令和6年度	0	11,607,150	—	20,089	364	—	—	—
変動の大きい指 標の変動理由	安定した運営を続けられており、大きな変動は見られなかった。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な 運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に 情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切 に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	グループ共通のコンプライアンス憲章を策定し、法令順守に取り 組んでいる。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行 われていることが確認できた。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり 行われたか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しているほか、 防災グッズの完備を行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害 等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水 準どおりに行われたか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら 適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡 を取り合いながら業務を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	ブリリアオーナーズクラブへの奈良情報掲出や、奈良の観光ポス ターの指定管理者の運営する駐車場への貼り出しといった事業 を行い、利用者増に向けた方策を実施した。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	近隣店舗やホテル等との連携(割引等)を行うことで利用の促進 をはかった。 苦情・トラブルについては現場での迅速な対応を行ったほか、市 への報告も欠かさず行っていた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	令和6年度より指定管理料が0円となり、全額駐車場の収入にて管理を行う事となった。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	原則職員は常駐しておらず、奈良市営JR奈良駅駐車場の人員での営業フォローを行っており、人件費の削減がはかられている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	類似駐車場の管理実績を生かし、接遇研修や問題解決力育成研修などを実施し人材育成に努められた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	本社の経営状態は、健全な経営と安定した財務状況にある。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。市の方針に対する理解は十分である。	B
	地域と連携した魅力ある施設づくり	地域人材の雇用及び地元企業への業務委託による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取り組み内容となっているか。	常駐のアルバイトは地域の住民を採用しているほか、近隣の店舗やホテルに駐車場の提携サービスを展開している等、地域経済の活性化を考慮している。	B
	中心市街地における交通政策に対する配慮	中心市街地への自動車流入を防止するための具体的な効果的な方策を行ったか。	車道に同駐車場への案内看板を見えやすいところに設置する等、中心市街地への自動車流入を防止するための方策を行った。	B
	高齢者・障がい者・子育て世帯などのへの配慮	サポートを要する利用者に対して、きめ細かいサービスの提供に向けた取り組み内容となっているか。	案内看板の設置、傘やベビーカーの無料貸し出しを行うことで、高齢者・障がい者・子育て世帯などのへの配慮を行っていた。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	なら100年会館の附設駐車場として、なら100年会館と連携した施設管理を行うよう努めてください。また、利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	なら100年会館の附設駐車場として、なら100年会館と連携した施設管理を行うよう努めてください。また、利用者の安全を確保し、施設の管理に努めてください。 ⇒公共駐車場としての安心・安全の提供をめざし、予防保全管理を前提とし、施設管理や危機管理の体制を構築された。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杉岡華邨書道美術館		評価主体	市民部 文化振興課	
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	(非公募)	指定の期間	令和7年4月1日 令和12年3月31日	から まで (5年間)
設置目的	書道作品及び資料の保存、展示等を行い、市民の書道芸術の学習、鑑賞等に寄与し、もって豊かな市民文化の形成を図るため、書道美術館を設置する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報ほか)の確認 ・事業評価シートのヒアリング(年1回)	利用者の満足度調査等	来場者アンケート ・根本知の仕事(11/2～12/25)他	実地調査 実施日	令和7年6月19日
-------------	--	------------	----------------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	43,609,000	728,340	40,600	15,615	279	-	-	98
令和6年度	38,480,000	1,106,700	39,700	41,548	282	-	-	93
変動の大きい指標の変動理由	令和6年度は、平安時代に大きく発展した“かな書”について、NHK大河ドラマ「光る君へ」で大きく取り上げられ、一時的に来館者増加があったが、令和7年度は例年どおりの利用者になった。							
特記事項	令和7年度報告(令和6年度実績)より利用者数にはオンライン事業参加者も含む。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	鑑賞や体験講座において、すべての利用者に分け隔てなくサービスを提供し、安心安全に利用できるよう適切な美術館運営を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備されている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設管理に関する各種法令に基づき、適切に業務を行っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	施設における一定規模以上の改修が必要な案件については市へ報告することを認識しており、仕様書に定める水準を満たしている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	職員の館内巡回による目視確認のほか、警備会社への委託により保安に努めている。また、事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	杉岡作品のみならず、著名な書家の作品展等を開催した。また、公募展(奈良華邨賞)を新しく創設した。この賞は40歳以下の若手が目標とする賞で、会派ごとの縦のつながりだけでなく、美術館を中心に横のつながりを広めることが期待されている。	A
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	奈良教育大学との連携事業や書道文化講座を開催し書道文化の普及・発展に努めたほか、夏休みクイズや筆書き体験コーナー等では子どもが書に触れる機会を提供した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各事業において、作品解説や書道に関する質疑応答等に対応し、参加者とのコミュニケーションをとることにより、ニーズを聞き、今後の事業に反映できるよう努められた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費が高騰している中、効率的に執行し支出の削減に努め、施設の効用を損なわず運営することができた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	専門職である学芸員を配置することで、展覧会などの企画事業を実施することができている。将来的には、専門人材の育成により書道美術の振興につなげることが必要である。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	杉岡華邨の顕彰及び杉岡華邨作品の保存・活用に対する考え方	杉岡華邨というブランドの今後の展開についてのビジョンがあるか。	杉岡華邨の作品展示にとどまらず、現代の書家作品を通じて華邨ブランドや、かな文字作品の今後の展開を示唆する展覧会を開催した。また書道専攻の学生の発想により、書によってその詩歌が詠まれた奈良の名所を疑似体験する展示は新たな書道文化の発展を目指した意義深い取り組みである。	B
	地域・関係団体・市との連携・協働等に対する考え方	地域との連携・協働等の重要性について認識があり、そのための具体的・効果的な方策を行ったか。市の方針を十分理解し、連携のための具体的方策を行ったか。	名勝大乗院庭園文化館で巡回展示を行ったり、道端美術館として、書道美術館の駐車場にパネル展を行ったりして、地域の活性化に努められた。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	幅広い市民が杉岡作品・書道文化に触れる機会を提供し普及啓発に努めるとともに、展覧会・講座においてアンケートを実施することで利用者のニーズを的確に把握し、適切な施設運営を実施するよう努めていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	幅広い市民が杉岡作品・書道文化に触れる機会を提供し普及啓発に努めるとともに、展覧会・講座においてアンケートを実施することで利用者のニーズを的確に把握し、適切な施設運営を実施するよう努めていただきたい。 ⇒杉岡華邨の業績を顕彰するとともに書道文化の普及を目指し、「なら華邨賞」を開設するなど、普及啓発に努めているほか、展覧会・講座開催時に設置しているアンケートについては、インターネットを活用するなど、回収率向上を目指している。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部会館市民ホール	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	公益財団法人 奈良市生涯学習財団（非公募）	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（5年間）
設置目的	市民の連帯感の育成と文化の向上を図り、もってふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため、市民ホールを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の満足度調査等	利用者アンケートについては、令和7年度事業から実施している。	実地調査実施日	令和7年7月3日
-------------	--	------------	--------------------------------	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	32,194,000	10,269,100	34,100	30,058	303	－	(ホール)41.2	84
令和6年度	30,000,000	10,360,775	33,100	31,604	303	－	(ホール)43.2	－
変動の大きい指標の変動理由	安定した運営を続けられており、大きな変動は見られなかった。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	市民が公平に利用できる環境を整えられた。また、ホールの利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則、公益財団法人奈良市生涯学習財団情報公開要綱等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	法人が定める定款、規則、規定及びその他のマニュアル等の遵守や、年3回の評議員会を開催され、客観的な視点から経営の監視・監督を行う体制を作られた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施され、さらに定期的（週1回）な備品目録の確認を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	防犯・防災に関する計画や対応マニュアルを作成され、職員への周知、情報の共有等を実施された。また、利用者の事故等に対する補償及び賠償として全国公立文化施設協会保険制度に加入された。さらに、西部会館全体の避難訓練に年2回参加され、非常時に備えられた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	事業は概ね計画通り実施された。市民の連帯感の育成と文化の向上、ふれあい豊かな地域社会づくりに寄与された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	自主事業として計画されていた事業については、問題なく実施することができた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者の目線に立ち、的確な窓口対応をされ、幅広い世代が気持ちよく利用できるようサービスの向上に努められた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	全体の経費削減に努められ、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	業務仕様書に基づき適正に職員を配置され、人員については一部職員が不足する期間はあったものの業務に必要な人員は確保できており、適切に運営業務にあたられた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行えている。市の方針に対する理解は十分である。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	公民館運営で培ったノウハウを生かし、一定程度、地域団体との協働事業に取り組まれ、西部地域における地域住民の交流を促進するように努められた。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	公民館運営で培ってきたノウハウを生かし、市民の多様化するニーズに対応し、利用しやすい施設運営を行った。	B

5. 総合評価

総合評価	文化施設を運営することに対してのノウハウが不足している中、舞台運営業者等と連携し、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	アンケートの実施により市民の属性（年齢、性別、居住地域等）やニーズを的確に把握し、より質が高く市民に求められる事業を展開するとともに、効率的かつ安全・安心な施設管理に努めていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	アンケートの実施により市民ニーズを的確に把握し、より質が高く市民に求められる事業を展開するとともに、効率的かつ安全・安心な施設管理に努めていただきたい。 ⇒施設の運営管理において、効率的かつ安全安心な施設管理を行った。事業においては、西部公民館等との共催事業を充実化していくなど、市民に親しまれる事業の提供に努めた。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市美術館	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	（非公募）	指定の期間
			令和6年4月1日 から 令和9年3月31日 まで （3年間）
設置目的	市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与し、もって豊かな市民文化の形成を図るため、美術館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の 満足度調査等	来場者アンケート ・「永井秀幸とびでる！錯覚3Dアート展」ほか	実地調査 実施日	令和7年6月23日
-----------------	--	----------------	------------------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	37,403,000	3,200,000	47,900	37,335	303	－	（第1展示室）99.3	90
令和6年度	36,316,000	3,120,000	46,500	41,156	303	－	（第1展示室）95.7	98
変動の大きい指 標の変動理由	安定した運営を続けられており、大きな変動は見られなかった。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	貸館業務においては特定の団体・個人を優遇するようなことはな く、厳正な抽選を行うなど、公平性のもとで業務を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	具体的な情報の請求案件はなかったが、奈良市情報公開条例に もとづき、指定管理事業等に関係する書類は開示する可能性が あることについて認識がある。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	施設管理に関する各種法令に基づき、適切に業務を行っている。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行 われていることが確認できた。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり 行われたか。	施設における一定規模以上の改修が必要な案件については市 へ報告することを認識しており、また小修繕は指定管理者におい て行うことの認識がなされている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害 等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水 準どおりに行われたか。	防犯カメラの活用をはじめ施設内の安全管理は適切に行われて いる。また館主催事業においては展示品に対する保険対応など も行われている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	美術館活性化事業など、市民の多様な関心を得られる企画を展 開している。また、入場者数も、事業単体では目標を下回るもの もあったが、年間計画においてはほぼ目標数値通りの入場者数 であった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、仏教美術講座や市民実技講座等を開催し た。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	公平な抽選により利用者を決定し、適切な対応を行った。抽選に 漏れた利用者に対しても、別の利用機会の案内などを適切に 行っている	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費が高騰している中、効率的に執行し支出の削減に努め、施設の効用を損なわず運営することができた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	利用者等の利便性を損なうことなく、運営を継続していることから、適切な人員配置が行われている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	市内の他の美術館を運営しており、連携等をとることができている。今後は、職員の研修等に積極的に参加してもらいたい。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	企画事業のいくつかにおいては、奈良市と連携して企画を行っており、企画段階から実施後の振り返りまで両者が参加しており、担当者会議等を通じて、課題共有ができています。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市美術家協会などの市内文化芸術団体と連携した事業展開を継続して行うことで、良質な関係を構築することができている。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	近隣の類似施設の改修工事に伴い、施設の稼働率は目標を大きく上回っているが、貸館、主催、共催展示のそれぞれのバランスを取りながら、館の運営を行っている。	A

5. 総合評価

総合評価	令和7年度においては、商業施設内という立地を生かし、子ども向けの事業を開催するなど、効果的な事業運営を見ることができた。今後は、発信力が高い展覧会を企画するなど、県外在住者などにも訴求力が高い事業展開を期待したい。
指定管理者に対する指示・指導事項	これまでの施設管理運営を継続しながら、より魅力的な企画を実施できるよう継続し、また広報面に力を入れ、さらなる入場者数増を目指していただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	これまでの施設管理運営を継続しながら、より魅力的な企画を実施できるよう継続し、また広報面に力を入れ、さらなる入場者数増を目指していただきたい。 ⇒美術館活性化事業での現代アートの展覧会や、夏休みの子ども、親子向け鑑賞イベント等、芸術文化に触れる機会が少ない人に対する鑑賞・活動の機会を提供するためのアプローチにも工夫がみられた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市北部会館市民文化ホール	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会（非公募）	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（5年間）
設置目的	市民の自主的な文化活動の促進、教養の向上及び健康の保持を図り、もって市民の福祉の増進に資するため、 北部会館を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の 満足度調査等	ホール貸館利用者に対するアンケート	実地調査 実施日	令和7年6月17日
-----------------	--	----------------	-------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	23,323,000	6,851,455	54,600	49,868	303	－	(ホール)60.5	98
令和6年度	22,096,000	6,667,980	53,000	48,761	304	－	(ホール)63.7	98
変動の大きい指 標の変動理由	安定した運営を続けられており、大きな変動は見られなかった。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	奈良市北部会館市民文化ホール条例に基づき、市民が公平に利 用できる環境を整えられた。また、貸館利用については、厳正な 抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報につ いては、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば 速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関す る条例、奈良市個人情報保護条例、個人情報の保護に関する規 則及び奈良市社会福祉協議会経理規定等関係法令の規定に基 づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、団体の会計規則に基づ き適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり 行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理 業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安 全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害 等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水 準どおりに行われたか。	日常点検等を徹底することで安全管理に努められた。また、緊急 時連絡網や消防計画等の作成により緊急時の対策を行ってい た。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	こども文化教室等、企画事業については全て計画通り実施され た。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	自主事業として計画されていた事業についてはほぼ全ての事業 において問題なく実施することができた。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・ 効果的な方策が行われたか。	しみんだよりやHP、ならし社協だよりを中心とした広報に努めて いる。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費が高騰している中、効率的に執行し支出の削減に努め、問題なく施設を管理運営できていた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を活用することで、人件費の削減にも努められた。必要に応じて、同館2階の福祉センターとの連携を行った。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携を行っているか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。市の方針に対する理解は十分である。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策が行われたか。	人気の講座の回数を増やす等、地域住民のニーズに応じた効果的な施設運営を行うことができている。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持ち、目標に対する進捗状況が把握できているか。	施設利用者を増加しているが、今後は施設の質向上などを含め、市と施設のビジョン共有が必要である。	B

5. 総合評価

総合評価	文化施設の運営について、舞台運営業者等と連携し、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。
指定管理者に対する指示・指導事項	アンケート実施の継続によりさらに詳細な市民ニーズの把握に努め、文化講座の内容等を精査することで、新たな利用者の創出を目指してください。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	アンケート実施の継続により詳細な市民ニーズの把握に努め、文化講座の内容等を精査することで、より多くの市民が求める事業を実施し、幅広い世代が利用できる施設運営に努めていただきたい。 ⇒指摘通り、文化講座の内容を精査し、人気講座の回数増加や、人数の少ない似ている講座を統合する等、施設運営に工夫がみられており、結果、利用者数の増加につながっている。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	入江泰吉旧居	評価主体	市民部 文化振興課
指定管理者	一般財団法人奈良市総合財団	（非公募）	指定の期間
			令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで （5年間）
設置目的	奈良を愛した写真家入江泰吉の旧居を保存し、及び活用することにより、その業績の顕彰を図り、もって奈良を愛する心を育むとともに、文化の向上に資するため、入江泰吉旧居を設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・日常の業務報告（月報ほか）の確認 ・事業評価シートのヒアリング（年1回）	利用者の 満足度調査等	利用者アンケート イベントでのアンケート	実地調査 実施日	令和7年7月2日
-----------------	--	----------------	-------------------------	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	10,771,000	803,600	7,000	5,905	309	－	－	94
令和6年度	10,317,000	1,006,000	6,800	6,876	309	－	－	94
変動の大きい指標の変動理由	当施設は外国人観光客の来館が多く、令和7年度は中国との関係悪化等で観光客数減少し、それに比例して利用者数も減少した。							
特記事項								

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	入江泰吉旧居条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えた。また、講座等については、しみんだよりやホームページで告知、事前応募を原則とし、必要な場合は厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。	業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。緊急時の即時対応のために市職員と連絡先を共有されている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	旧居開館10周年を記念した企画を東大寺にて開催するなど、発信力が高い事業を実施した。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、計画どおり施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。	事業計画に基づき、入江氏に関する各種講座、散策ツアーなどを実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	HPやSNSを活用した広報を行うことでイベント情報や施設情報を広く発信することで、市民や観光客が利用しやすいよう努められた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	全体の経費削減に努められ、指定管理料の範囲内で効果的な施設運営を行うことができている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。	業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。	予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか、市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障・不具合や、苦情については迅速に奈良市と共有し、円滑な連携を行っている。	B
	地域における連携・貢献について	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域の文化団体と連携し、企画事業の質の向上に努めた。	B
	指定期間中の具体的な達成目標	指定期間中に具体的な目標を設定し、施設運営にあたっての明確なビジョンを持っているか。	目標としていた事業数については達成できている。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。また、入江泰吉旧居開館10周年の特別企画を開催し、好評を博した。
指定管理者に対する指示・指導事項	入江氏の功績や作品の魅力を広く発信するとともに、文化活動の場としての施設運営を推進するために、具体的なスケジュールを立てて、事業実施に努めていただきたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	これまでの実績を分析し、入江泰吉氏の功績や作品の魅力を広く発信するとともに、文化活動の場としての施設運営を推進するために、具体的なスケジュールを立てて、事業実施に努めていただきたい。また、アンケート等により、来館者数の属性（性別、年齢、国籍等）を調査し、さらなるニーズの把握に努めていただきたい。 ⇒入江泰吉の人となりに触れる各種講座やコーディネーターによる旧居案内など、事業計画に基づき多様な文化事業を実施されたが、より外国人観光客に魅力的な事業展開と広報を行っていただきたい。
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市鴻ノ池陸上競技場等17体育施設	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	奈良市総合財団・奈良市スポーツ協会・奥アンツーカ管理共同体（公募）	指定の期間	令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・利用状況報告(月次) ・不定期の施設視察 ・事業及び予算決算のヒアリング	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取及びアンケート	実地調査実施日	随時
-------------	---	------------	------------------------	---------	----

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	214,353,000	74,543,439	別紙参照	別紙参照	304	別紙参照	別紙参照	－
令和6年度	254,105,000	66,181,390	別紙参照	別紙参照	304	別紙参照	別紙参照	－
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	令和7年度の指定管理更新に伴い、旧「鴻池陸上競技場等13施設」と旧「中央武道場等4施設」を統合し、計17施設として一体的に管理運営を開始した。これに伴い、「モニタリングの主な指標」における令和6年度(前年度)の実績値については、旧2区分(13施設および4施設)の数値を合算したものである。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約システムを活用し、公平な利用機会の確保に努めた。また、利用者の多様なニーズに応えるため、条例等の枠組みの中で柔軟かつ適切な施設運用に向けた検討・調整を図った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市情報公開施行規則等に基づき、施設運営や指定管理者に関する情報の開示請求に対し迅速かつ適切に対応できるよう体制を整備し、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出書類の確認により適正な経理執行を確認した。還付対応等の事務処理ミスについては、原因を分析した上でダブルチェック体制を再構築し、正確性の向上に向けた組織的な取組を実施した。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	業務計画に基づき、17施設の一体管理を活かした効率的な点検を実施した。特に、膨大な体育施設備品の一覧を精査・整理し、適正な維持管理体制を再構築した。巡回点検による予防保全を重視し、安全・安心な施設環境を維持するため、修繕等への迅速な対応に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常点検を徹底し安全管理に努めた。緊急時連絡網を整備するとともに、特定の職員に依存しない組織的な対応体制を強化するため、スタッフ間での情報共有と迅速な初動意識の醸成を図った。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	基本協定及び事業計画に基づき、17施設の一体的な管理運営を円滑に遂行した。統合によるメリットを活かし、各施設の稼働状況に応じた効率的な事業運営を展開し、相応の成果を得た。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	貸館事業と自主事業のバランスを考慮し、スポーツ教室等を計画的に実施した。広報の工夫等により、新規利用者の獲得と市民の健康増進に寄与する取組を推進した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	指定管理者独自のホームページを新規開設するとともに、SNS等を効果的に活用して迅速かつ幅広い情報発信に注力した。施設の特徴に応じた広報戦略の見直しを行うなど、利用促進に向けた創意工夫を重ね、利用者サービスの維持・向上に努めた。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	物価高騰等の影響の中、17施設一体管理による備品・消耗品の共同購入や効率的な職員配置を行い、経費の節減と効率的な予算執行に努めることで、安定的な施設運営を維持した。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	17施設を効率的に運営するため、適切なシフト管理と人員配置を実施した。マルチタスク化を推進し、組織として安定した運営体制を構築するとともに、実務に即したスタッフ研修を継続した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	共同企業体の強みを生かしたノウハウを活用し、多様な研修を実施することで効率的かつ効果的な施設管理を実施した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	運営主体の安定した財務基盤に基づき、指定期間内において、安定的・継続的に事業を実施できる良好な財務状況を維持している。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設利用者の様々なニーズに対応できる施設として、幅広い視点で管理運営及び事業展開を行っている。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	市からの要請に対し、一体管理の強みを活かした迅速な情報共有と対応に努めた。急を要する案件や調整事項についても、市と緊密な連携を図りながら円滑な業務遂行に取り組んだ。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか。	利用者からの意見を真摯に受け止め、迅速な改善に努めた。市との調整を要する複雑な事案についても、現場の状況分析と代替案の提示を積極的に行い、利用者満足度の維持に注力した。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	利用者アンケートやご意見箱の設置を通じて、利用者の要望把握に努めた。寄せられた意見については適宜内容を確認し、今後の施設運営やサービス向上のための参考とした。	B

5. 総合評価

総合評価	スポーツ施設の管理者としての実績を積み重ね、令和7年度より開始した17施設の一体管理においても、スケールメリットを活かした効率的かつ安定的な運営体制を円滑に構築した。特に、膨大な体育施設備品の整理統合による資産管理の可視化や、独自ホームページ・SNSの効果的な運用による情報発信の強化など、管理水準の向上に向けた積極的な創意工夫が見られた。今後は、還付事務等の精度向上に向けた組織的なチェック体制の再構築を図るとともに、特定の職員に依存しない「組織としての業務執行体制」を確立することで、市民サービスの更なる信頼性向上と、より強固な管理運営基盤の構築を期待する。
指定管理者に対する指示・指導事項	17施設の一体管理による運営実績を多角的に分析し、各施設の利用傾向や集客上の課題を反映させた事業報告を作成されたい。単なる実績値の羅列に留まらず、一体管理による相乗効果や改善プロセスを明確にすること。あわせて、ランニングステーションやスケートボードパークの既存設備の利活用についても、更なる集客や満足度向上に繋がる具体的な施策を企画・実行し、次年度の施設運営に反映されたい。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	事業報告書の作成にあたって、事業内容の成果を分析・評価し次年度の施設運営に活かせるような報告書を作成されたい。
-------------------	---

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール等	施設稼働率(%)				利用者数(人)			
		令和7年度		令和6年度		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
1	鴻ノ池陸上競技場主競技場	81.0%	94.3%	81.0%	90.4%	270,500	278,009	270,500	350,762
2	鴻ノ池陸上競技場補助競技場	62.0%	62.7%	62.0%	60.5%	138,100	63,278	138,100	67,637
3	鴻ノ池陸上競技場投てき練習場	25.0%	37.2%	25.0%	40.1%	8,000	6,373	8,000	6,553
4	鴻ノ池陸上競技場多目的広場	25.0%	37.0%	25.0%	32.5%	18,900	11,340	18,900	9,076
5	鴻ノ池球場	46.0%	98.1%	46.0%	83.8%	34,400	23,817	34,400	29,451
6	鴻ノ池コート	68.0%	73.7%	68.0%	67.7%	48,500	31,175	48,500	27,935
7	中央体育館	96.0%	91.9%	96.0%	84.7%	165,200	174,313	165,200	196,879
8	中央第二体育館	96.0%	86.9%	96.0%	67.9%	47,200	20,359	47,200	39,675
9	南部生涯スポーツセンター体育館	95.0%	94.6%	95.0%	43.3%	40,600	32,264	40,600	30,546
10	南部生涯スポーツセンター球技場	47.0%	38.2%	47.0%	48.5%	13,800	13,530	13,800	14,903
11	南部生涯スポーツセンターコート	42.0%	24.0%	42.0%	43.7%	2,600	2,102	2,600	3,549
12	南部生涯スポーツセンター 多目的コート	21.0%	7.6%	21.0%	13.3%	2,000	583	2,000	953
13	柏木球技場	61.0%	51.3%	61.0%	54.7%	31,900	22,327	31,900	20,892
14	柏木コート	57.0%	39.9%	57.0%	39.0%	15,500	9,504	15,500	5,963
15	スケートボードパーク	－	85.4%	－	－	30,000	4,508	30,000	4,468
16	ランニングステーション	－	28.8%	－	－	10,000	503	10,000	435
17	中央武道場	63.0%	63.4%	63.0%	85.2%	74,100	51,286	74,100	44,645
18	中央第二武道場	73.0%	68.5%	73.0%	69.2%	55,400	45,708	55,400	43,325
19	弓道場	88.0%	86.4%	88.0%	86.2%	32,700	23,576	32,700	21,234
20	相撲場	10.0%	6.1%	10.0%	7.2%	1,100	530	1,100	573

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市西部生涯スポーツセンター等18体育施設		評価主体	市民部 スポーツ振興課	
指定管理者	一般財団法人 奈良市総合財団	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 令和9年3月31日	から まで (3年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの普及振興を図るとともに文化の向上に資するため。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・利用状況報告(月次) ・不定期の施設視察 ・事業及び予算決算のヒアリング	利用者の 満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取及びアンケート	実地調査 実施日	随時
-----------------	---	----------------	------------------------	-------------	----

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	228,889,000	45,857,550	別紙参照	別紙参照	296	別紙参照	別紙参照	-
令和6年度	219,293,000	36,906,048	別紙参照	別紙参照	293	別紙参照	別紙参照	-
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約システムを活用し公平な利用機会を確保した。18施設の広 域的な管理体制を活かし、各地域の利用実態に合わせた柔軟な 施設運営と適切な調整に努めた。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	奈良市情報公開施行規則等に基づき、施設運営や指定管理者 に関する情報の開示請求に対し迅速かつ適切に対応できるよう 体制を整備し、要求があれば速やかに公開できるよう準備され た。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関す る条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関す る規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正 に取り扱われた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出書類の確認により適正な経理執行を確認した。還付対応等 の事務処理ミスについては、原因を分析した上でダブルチェック 体制を再構築し、正確性の向上に向けた組織的な取組を実施し た。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり に行われたか。	業務計画に基づき、18施設の一体管理を活かした効率的な点検 を実施した。特に、膨大な体育施設備品の一覧を精査・整理し、 適正な維持管理体制を再構築した。巡回点検による予防保全を 重視し、安全・安心な施設環境を維持するため、修繕等への迅速 な対応に努めた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災 害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準どおりに行われたか。	日常点検を徹底し安全管理に努めた。緊急時連絡網を整備する とともに、特定の職員に依存しない組織的な対応体制を強化す るため、スタッフ間での情報共有と迅速な初動意識の醸成を図っ た。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通り の成果があったか。	基本協定及び事業計画に基づき、一体的な管理運営を円滑に遂 行した。各施設の稼働状況に応じた効率的な事業運営を展開し、 相応の成果を得た。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	貸館事業と自主事業のバランスを保ち計画通りに実施され、相応 の成果があった。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な 対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	寄せられた苦情や要望を真摯に受け止め、内容の分析と再発防 止に向けた現場スタッフへの指導に努めた。特に利用者の利便 性向上に向け、職員配置の最適化を図ることで、現場対応の円 滑化とサービスの維持・向上に向けた取組を継続した。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	物価高騰等の影響の中、18施設一体管理による備品・消耗品の共同購入や効率的な職員配置を行い、経費の節減と効率的な予算執行に努めることで、安定的な施設運営を維持した。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。	適切なシフト勤務制を運用し、労働基準法を遵守した執行体制を維持した。特に、各施設の予約状況に応じて柔軟なスタッフ配置を行い、グラウンド整備等の維持管理業務を効率的に実施するなど、広域にわたる18施設の緊密に合わせた適正な人員配置と体制整備に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	スポーツ施設の管理運営に関する専門的な知見を活用し、職員の育成・資質向上に注力した。特に研修においては、現場職員からの意見や実務上の要望を積極的に集約し、課題解決に直結する実践的な指導・研修を実施した。培ったノウハウを組織全体で共有することで、広域にわたる18施設の効果的な施設管理を継続した。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	運営主体の安定した財務基盤に基づき、指定期間内において、安定的・継続的に事業を実施できる良好な財務状況を維持している。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	施設利用者の様々なニーズに対応できる施設として、幅広い視点で管理運営及び事業展開を行っている。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	市からの要請に対し、施設長を中心に緊密な情報共有と迅速な対応に努めた。一方で、業務執行が特定の個人に依存している傾向があり、組織全体での円滑な情報共有や不在時のバックアップ体制の構築に課題を残している。今後は、市との連携をより強固なものとするため、組織的な情報伝達・共有体制の確立を求める。	B
	要望・苦情への対応	利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか	利用者からの意見を真摯に受け止め、迅速な改善に努めた。現場スタッフでの解決が困難な課題についても、市と共有のうえ代替案を検討するなど、誠実な対応を徹底した。	B
	アンケート調査の実施	アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。	オンラインアンケートを導入し、より幅広い利用者層からの意見収集に努めた。軽微な要望については適宜施設運営に反映させるなど、即応性のある対応を図った。今後は、収集したデータの多角的な分析を行い、その結果と改善策を市へ報告するよう指導した。	B

5. 総合評価

総合評価	18施設の広域管理において、予約状況に合わせた柔軟な職員配置や、現場の意見を取り入れた実務研修を実施するなど、効率的な運営に努められた。また、オンラインアンケートを導入し、利用者の声を迅速に把握しようとする前向きな取組が見られた。 一方で、接遇面等の課題解決や市との円滑な連携において、一部の責任者に業務が集中する傾向が見受けられる。今後は、事務処理の精度向上を図るとともに、培ったノウハウを組織全体で共有し、「チームとして支え合う業務執行体制」のさらなる充実を期待したい。
指定管理者に対する指示・指導事項	18施設の一体管理による運営実績を多角的に分析し、各施設の利用傾向や集客上の課題を反映させた事業報告を作成されたい。単なる実績値の羅列に留まらず、一体管理による相乗効果や改善プロセスを明確にすることで、次年度のより効果的な施設運営に繋げることを求める。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	事業報告書の作成にあたって、事業内容の成果を分析・評価し次年度の施設運営に活かせるような報告書を作成されたい。
-------------------	---

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

番号	施設名 (例)Aホール、Bホール等	施設稼働率(%)				利用者数(人)			
		令和7年度		令和6年度		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
1	西部生涯スポーツセンター体育館	100.0%	96.7%	100.0%	98.1%	112,900	102,645	112,900	95,224
2	西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	－	－	－	－	31,400	52,955	31,400	29,313
3	西部生涯スポーツセンター球技場	57.0%	59.2%	57.0%	63.0%	17,700	19,619	17,700	20,722
4	西部生涯スポーツセンターコート	64.0%	45.7%	64.0%	59.0%	12,300	8,609	12,300	10,675
5	緑ヶ丘球場	54.0%	52.4%	54.0%	53.6%	12,700	13,850	12,700	13,056
6	青山コート	47.0%	66.1%	47.0%	64.6%	5,700	7,579	5,700	6,956
7	青山プール	－	－	－	－	10,200	9,180	10,200	8,633
8	黒谷コート	75.0%	53.4%	75.0%	65.1%	27,400	8,873	27,400	12,966
9	黒谷球技場	36.0%	50.7%	36.0%	54.2%	11,400	9,016	11,400	10,621
10	平城第一コート	58.0%	48.0%	58.0%	55.9%	3,900	2,982	3,900	3,961
11	平城第一球技場	39.0%	36.4%	39.0%	37.2%	5,800	5,928	5,800	5,950
12	平城第二コート	73.0%	59.3%	73.0%	65.2%	7,000	6,184	7,000	7,189
13	平城第二球技場	57.0%	50.5%	57.0%	49.6%	12,500	13,439	12,500	20,215
14	佐保山コート	46.0%	29.2%	46.0%	40.2%	5,000	2,705	5,000	3,470
15	奈良阪球技場	39.0%	29.4%	39.0%	36.0%	6,500	5,975	6,500	8,411
16	登美ヶ丘球技場	42.0%	58.7%	42.0%	66.2%	9,100	10,569	9,100	10,660
17	西部生涯スポーツセンターゲートボール場	30.0%	0.5%	30.0%	0.0%	1,700	40	1,700	0
18	西部生涯スポーツセンタークラブハウス	9.0%	2.7%	9.0%	2.4%	970	320	970	359

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市七条コミュニティスポーツ会館		評価主体	市民部 スポーツ振興課	
指定管理者	七条地区自治連合会	(非公募)	指定の期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	(5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・利用状況報告(月次) ・不定期の施設視察	利用者の 満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月1回程度
-----------------	--	----------------	-----------------	-------------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	1,650,000	1,474,950	15,500	17,503	365	79.3	80.4	—
令和6年度	1,650,000	1,453,800	15,500	15,299	365	82.4	79.3	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに 努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施 錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行 われていることが確認できた。経理については、単独で処理せず 会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり に行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維 持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災 害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の 対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコ ミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	自主事業は業務仕様として定めていないが、自動販売機を設置 し、施設の利便性を高めている。また、地域住民の外出機会の創 出や地域参加の促進につながる取組も行っている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切 な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せら れる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統・責任権限含む）であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、連合会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営するうえで、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	利用者からの大きな苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 また、苦情等が発生した場合においても、時間帯を問わず施設管理者が対応できる体制が整っており、適切な施設管理体制が構築されている。 稼働率も高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めているとともに地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館		評価主体	市民部 スポーツ振興課	
指定管理者	南紀寺町五丁目第一自治会	(非公募)	指定の期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	(5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・利用状況報告(月次) ・不定期の施設視察	利用者の 満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月1回程度
-----------------	--	----------------	-----------------	-------------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	1,300,000	1,258,950	10,900	11,224	365	84.3	88.5	—
令和6年度	1,300,000	1,202,400	10,900	11,230	365	84.9	84.3	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	利用者が概ね平等に利用できる環境づくりに努めている点は評 価できる。一方で、一部において、条例・規則に定められた期間 を超えて予約受付を行っている事例が確認されたことから、今後 は適正な予約受付の運用徹底が求められる。	否
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施 錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行 われていることが確認できた。経理については、単独で処理せず 会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり に行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維 持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災 害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の 対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコ ミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切 な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せら れる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統・責任権限含む）であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営するうえで、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	市からの依頼等に対して迅速に対応するとともに、必要に応じて報告書を作成し、写真を添えて報告を行うなど、概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 経理・報告事務等についても適切に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	条例・規則に基づき、市民による施設の平等利用が確保されるよう、適正な管理運営に取り組むことを求める。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館		評価主体	市民部 スポーツ振興課	
指定管理者	平城ニュータウンスポーツ協会	(非公募)	指定の期間	令和3年4月1日 令和8年3月31日	から まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・利用状況報告(月次) ・不定期の施設視察	利用者の 満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月1回程度
-----------------	--	----------------	-----------------	-------------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	1,790,000	1,524,450	30,900	19,695	365	85.8	83.5	—
令和6年度	1,790,000	1,549,050	30,900	20,628	365	90.2	85.8	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	利用者が概ね平等に利用できる環境づくりに努めている点は評価できる。一方で、一部において、条例・規則に定められた期間を超えて予約受付を行っている事例が確認されたことから、今後は適正な予約受付の運用徹底が求められる。	否
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は業務仕様として定めていないが、自動販売機を設置し、施設の利便性を高めている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統・責任権限含む）であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、協会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営するうえで、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	常駐職員を配置し、施設の管理や利用者対応を行うなど、概ね良好な管理運営がされている。 稼働率も高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元のスポーツ協会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	条例・規則に基づき、市民による施設の平等利用が確保されるよう、適正な管理運営に取り組むことを求める。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市東市コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	東市地区自治連合会（非公募）	指定の期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・利用状況報告（月次） ・不定期の施設視察	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	--	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	1,250,000	794,100	5,200	6,695	365	50.7	55.5	—
令和6年度	1,250,000	899,100	5,200	8,120	365	56.5	50.7	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統・責任権限含む）であったか。	受付窓口を施設付近の店舗にするなど工夫しており、利便性の確保に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、連合会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営するうえで、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	キーボックスの運用開始をはじめ、利用者がより快適に施設を利用できるような方策を考案・提案するなど、施設管理に対する積極的な姿勢が見られ、概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市邑地コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	邑地町自治会（非公募）	指定の期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・利用状況報告（月次） ・不定期の施設視察	利用者の 満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月1回程度
-----------------	--	----------------	-----------------	-------------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	570,000	8,000	1,200	64	365	1.0	0.4	—
令和6年度	570,000	20,000	1,200	186	365	2.3	1.0	—
変動の大きい指 標の変動理由	令和6年度と比較し、令和7年度は野球チーム等による定期的な団体利用が減少傾向となった。 個人利用者による知人等との小規模・グループ利用は増加したものの、団体利用の減少分を補うには至らず、結果として施設全体の利用率（稼働率）は低下して いる。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設の設置目的を踏まえ、地域住民の交流の場として、また遠隔 地からの利用者も受け入れ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施 錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行 われていることが確認できた。経理については、単独で処理せず 会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり に行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維 持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災 害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の 対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコ ミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切 な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せら れる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統・責任権限含む）であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営するうえで、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市高の原コミュニティスポーツ会館		評価主体	市民部 スポーツ振興課	
指定管理者	平城ニュータウンスポーツ協会	(非公募)	指定の期間	令和3年4月1日 令和8年3月31日	から まで (5年間)
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・利用状況報告(月次) ・不定期の施設視察	利用者の 満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月1回程度
-----------------	--	----------------	-----------------	-------------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	2,190,000	1,398,600		17,673	365	93.4	90.2	—
令和6年度	2,190,000	1,478,400	19,000	18,914	365	93.2	93.4	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	利用者が概ね平等に利用できる環境づくりに努めている点は評 価できる。一方で、一部において、条例・規則に定められた期間 を超えて予約受付を行っている事例が確認されたことから、今後 は適正な予約受付の運用徹底が求められる。	否
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施 錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行 われていることが確認できた。経理については、単独で処理せず 会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり に行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維 持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災 害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の 対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコ ミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	自主事業は業務仕様として定めていないが、自動販売機を設置 し、施設の利便性を高めている。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切 な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せら れる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統・責任権限含む）であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、協会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営するうえで、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	常駐職員を配置し、施設の管理や利用者対応を行うなど、概ね良好な管理運営がされている。 稼働率も高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元のスポーツ協会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	条例・規則に基づき、市民による施設の平等利用が確保されるよう、適正な管理運営に取り組むことを求める。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市狭川コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	狭川地区自治連合会（非公募）	指定の期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・利用状況報告（月次） ・不定期の施設視察	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	--	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	800,000	93,700	2,800	481	365	4.9	4.9	—
令和6年度	800,000	92,500	2,800	532	365	7.4	4.9	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	地域住民だけでなく遠隔地からの利用者も受け入れ、多くの方に利用してもらえるよう努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せられる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統・責任権限含む）であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治連合会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営するうえで、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会や地域全体で協力しながら行われており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市田原コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	田原地区自治連合会（非公募）	指定の期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで（5年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・利用状況報告（月次） ・不定期の施設視察	利用者の 満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月1回程度
-----------------	--	----------------	-----------------	-------------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	830,000	197,000	4,400	3,636	365	8.1	9.9	—
令和6年度	830,000	158,000	4,400	3,941	365	12.1	8.1	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	地域住民だけでなく遠隔地からの利用者も受け入れ、多くの方に 利用してもらえるよう努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施 錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行 われていることが確認できた。経理については、単独で処理せず 会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり に行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維 持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災 害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の 対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコ ミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切 な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せら れる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統・責任権限含む）であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治連合会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営するうえで、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会や地域全体で協力しながら行われており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 今後は施設の利用促進を意識していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市八条コミュニティスポーツ広場	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	八条第二自治会（非公募）	指定の期間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで（1年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・利用状況報告（月次） ・不定期の施設視察	利用者の 満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査 実施日	月1回程度
-----------------	--	----------------	-----------------	-------------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	420,000	140,000	910	995	365	14.5	9.2	—
令和6年度	420,000	187,000	910	744	365	10.8	14.5	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	施設の設置目的を踏まえ、平等な供用に努めている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的 な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施 錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行 われていることが確認できた。経理については、単独で処理せず 会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり に行われたか。	施設・備品等について異常がある場合は適切に報告があり、維 持管理に努めていた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災 害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の 対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコ ミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	自主事業は実施していない。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切 な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、利用者から寄せら れる苦情等についても適切に対応している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統・責任権限含む）であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	長年のノウハウを活かし、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営するうえで、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 近隣に同用途の施設があることから利用申込が少ない状況だが、施設の利用促進を目指して対応していただきたい。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市右京コミュニティスポーツ会館	評価主体	市民部 スポーツ振興課
指定管理者	右京地区自治連合会（非公募）	指定の期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）
設置目的	市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もって市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・利用状況報告（月次） ・不定期の施設視察	利用者の満足度調査等	各施設窓口でのご意見、苦情聴取	実地調査実施日	月1回程度
-------------	--	------------	-----------------	---------	-------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	使用料収入※2（円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（％）		利用者満足度（％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	1,500,000	1,223,550	—	8,819	365	—	56.8	—
令和6年度	375,000	0	—	0	0	—	0.0	—
変動の大きい指標の変動理由	指定管理は令和7年3月から開始されたが、実際の運用開始は翌月の4月からであったため、令和6年度における利用実績はなく、令和7年度の指標と大きな差異が生じた。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。	近隣コミュニティスポーツ施設と施設予約に関する情報交換を行っており、市民の平等な施設利用に対する意識が伺える。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。	支出処理の関係書類を確認したところ、適正に経理の執行が行われていることが確認できた。経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	運用開始にあたり、清掃や備品の管理などに努めている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態 C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	自主事業は業務仕様として定めていないが、自動販売機を設置を予定しており、施設の利便性向上に努めている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地域コミュニティを重視した管理運営を行い、連合会内で連携を取りながら業務を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	管理経費については必要最低限の執行に努め、施設の維持管理に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統・責任権限含む）であったか。	管理担当者を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	近隣コミュニティスポーツ施設との情報交換を通じ、利用者サービスの向上に努めている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	指定管理料の範囲内での管理運営に努め、連合会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	スポーツ振興に対する考え方	施設を管理運営するうえで、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。	地域に密着した管理運営を行い、施設の設置目的である地域住民の市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに貢献しようとする意識が伺える。	B
	行政との連携	指定管理者として、行政と円滑に連携できているか。市の方針に対する理解は十分か。	指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	常駐職員を配置し、施設の管理や利用者対応を行うなど、概ね良好な管理運営がされている。体育館だけでなく、会議室の利用促進に向けた提案を行うなど、指定管理業務に対する積極的な姿勢が見られた。地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杏南第一、第二、第三駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	杏南町自治会駐車場運営委員会（非公募）	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（5年間）
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書の確認（月1回）	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	9/10、3/31
-------------	--------------------------------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	0	320,000	—	480	365	—	—	—
令和6年度	0	314,000	—	471	365	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	利用者数は年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行しているか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出し、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取り合いながら業務を行っている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	—
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進及びサービスの向上に具体的・効果的な方策があるか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努め、適切な管理を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	—	—	—
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	光熱費等の上昇等による支出増の影響を受け、次年度繰越金が少額に留まった。事業は遂行されているが、財務の余裕が少ない状態である。今後の収支バランスの改善に向けた経費精査が必要である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	運営に対する熱意を持ち、施設の設置目的の達成に向け、管理運営に万全を期し利用者が利用しやすい環境を整えている。また、地域の生活環境等の安定向上を図っている。	B
	苦情・トラブルの防止に対する考え方	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情やトラブル等について、責任を持って利用者の声に耳を傾け、迅速かつ適切に対応することで、より良いサービスの提供をしている。指定管理者に明らかに責任がある場合は、指定管理者で責任を持って対応し、それ以外については、市担当課と協議をしている。	B

5. 総合評価

総合評価	日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の保守点検を適切に実施し、利用者が安心して利用できる環境を維持した。一方、財務状況については光熱費高騰の影響を受け、次年度繰越金が減少するなど、経営の余裕が少ない状態にある。管理運営の実務については協定の水準を満たしているが、今後の安定的な事業継続のため、財務面での注視と改善が求められる。
指定管理者に対する指示・指導事項	光熱費等の高騰に伴う収支の悪化が見られるため経費節減に努められたい。また、今後の収支見込みについて市担当課と適宜共有し、健全な財務状況の回復に向けた検討を行うこと。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市横井第二、第三、第四、第五、第六駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市横井町自治連合会（非公募）	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（5年間）
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書の確認（月1回）	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	9/10、3/31
-------------	--------------------------------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1（円）	利用料金収入※2（円）	利用者数（人）		開館日数（日）	施設稼働率（％）		利用者満足度（％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	0	630,000	—	420	365	—	—	—
令和6年度	0	540,000	—	360	365	—	—	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項	利用者数は年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われているか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行しているか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出し、適正に処理している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の対応等について、適切な計画と準備が行われているか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取り合いながら業務を行っている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	—
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携をとり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	—	—	—
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収支のバランスもよく、長期的な視野での施設修繕に備えた積立でも充分確保しており、将来にわたる安定した経営が担保された財政状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	運営に対する熱意を持ち、施設の設置目的の達成に向け、管理運営に万全を期し利用者が利用しやすい環境を整えている。また、地域の生活環境等の安定向上を図っている。	B
	苦情・トラブルの防止に対する考え方	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情やトラブル等について、責任を持って利用者の声に耳を傾け、迅速かつ適切に対応することで、より良いサービスの提供をしている。指定管理者に明らかに責任がある場合は、指定管理者で責任を持って対応し、それ以外については、市担当課と協議をしている。	B

5. 総合評価

総合評価	財務状況については収支のバランスもよく、長期的な視野での施設修繕に備えた積立でも充分確保しており、将来にわたる安定した経営が担保された健全な状況である。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市八条第一、第二駐車場		評価主体	市民部 共生社会推進課				
指定管理者	奈良市八条第二自治会	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日	から	令和11年3月31日	まで	(5年間)
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。							

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書の確認（月1回）	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	9/10、3/31
-----------------	--------------------------------------	----------------	---	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	0	300,000	—	300	365	—	—	—
令和6年度	0	300,000	—	300	365	—	—	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項	利用者数は年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。 正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な 運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取 扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に 情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切 に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われて いるか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行している か。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出し、 適正に処理している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有している こと	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持 管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切 な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の 対応等について、適切な計画と準備が行われている か。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら 適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡 を取り合いながら業務を行っている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね 計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	—
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果 的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、 適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めて おり、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携を とり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	—	—	—
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収支のバランスが良く、長期的な視野での施設修繕のための積立でも確保しており、安定した財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	運営に対する熱意を持ち、施設の設置目的の達成に向け、管理運営に万全を期し利用者が利用しやすい環境を整えている。また、地域の生活環境等の安定向上を図っている。	B
	苦情・トラブルの防止に対する考え方	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情やトラブル等について、責任を持って利用者の声に耳を傾け、迅速かつ適切に対応することで、より良いサービスの提供をしている。指定管理者に明らかに責任がある場合は、指定管理者で責任を持って対応し、それ以外については、市担当課と協議をしている。	B

5. 総合評価

総合評価	財務状況については、収支のバランスが良く、長期的な視野での施設修繕費用として積立でもしており安定している。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市杏中第一、第二駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市杏中町駐車場運営委員会（非公募）	指定の期間	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで（5年間）
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書の確認（月1回）	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	9/10、3/31
-----------------	--------------------------------------	----------------	---	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	0	220,000	—	264	365	—	—	—
令和6年度	0	220,000	—	264	365	—	—	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項	利用者は年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。 正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な 運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取 扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に 情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切 に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われて いるか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行している か。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出し、 適正に処理している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持 管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切 な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の 対応等について、適切な計画と準備が行われている か。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら 適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡 を取り合いながら業務を行っている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね 計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	—
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果 的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、 適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めて おり、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携を とり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	—	—	—
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能力 を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収支のバランスが良く、長期的な視野での施設修繕のための積立も確保しており、安定した財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	運営に対する熱意を持ち、施設の設置目的の達成に向け、管理運営に万全を期し利用者が利用しやすい環境を整えている。また、地域の生活環境等の安定向上を図っている。	B
	苦情・トラブルの防止に対する考え方	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情やトラブル等について、責任を持って利用者の声に耳を傾け、迅速かつ適切に対応することで、より良いサービスの提供をしている。指定管理者に明らかに責任がある場合は、指定管理者で責任を持って対応し、それ以外については、市担当課と協議をしている。	B

5. 総合評価

総合評価	財務状況については、収支のバランスが良く、長期的な視野での施設修繕費用として積立でもしており安定している。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市東之阪駐車場	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	奈良市東之阪町自治会	（非公募）	指定の期間 令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで （5年間）
設置目的	路上駐車をなくすことによる住民及び通行者の安全確保と緊急時の緊急車両通行等の円滑化のため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・月別駐車台数報告書の確認（月1回）	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	9/10、3/31
-----------------	--------------------------------------	----------------	---	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	0	960,000	—	384	365	—	—	—
令和6年度	0	942,500	—	377	365	—	—	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項	利用者数は年間の延べ駐車台数としています。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものであ ること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。 正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市自動車駐車場条例に基づき、平等利用を確保した適切な 運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取 扱いについて、適切な方策が行われているか。	日常的な利用に関するお知らせは施設に掲示するなど積極的に 情報を公開している。また、奈良市情報公開条例に則って、適切 に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われて いるか。	関係法令の重要性を認識し、関係法令に則って業務を実施した。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行している か。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出し、 適正に処理している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持 管理が適切に行われているか。	日常的に巡回や清掃、設備等の保守点検を実施しており、適切 な維持管理が行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の 対応等について、適切な計画と準備が行われている か。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら 適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡 を取り合いながら業務を行っている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものであ ること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	施設の維持管理が適切に実施できる事業計画が提出され、概ね 計画通りに維持管理業務が実施された。	B
	自主事業実施計画	—	—	—
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果 的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、 適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めて おり、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携を とり対応することとしており、適切な管理を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	—	—	—
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	適切な人員配置となっており、指揮系統も確保されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、過去の運営管理業務の実績を踏まえながら適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	収支のバランスもよく、長期的な視野での施設修繕に備えた積立でも充分確保しており、将来にわたる安定した経営が担保された財政状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	運営に対する熱意を持ち、施設の設置目的の達成に向け、管理運営に万全を期し利用者が利用しやすい環境を整えている。また、地域の生活環境等の安定向上を図っている。	B
	苦情・トラブルの防止に対する考え方	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情やトラブル等について、責任を持って利用者の声に耳を傾け、迅速かつ適切に対応することで、より良いサービスの提供をしている。指定管理者に明らかに責任がある場合は、指定管理者で責任を持って対応し、それ以外については、市担当課と協議をしている。	B

5. 総合評価

総合評価	財務状況については収支のバランスもよく、長期的な視野での施設修繕に備えた積立でも充分確保しており、将来にわたる安定した経営が担保された健全な状況である。日常の管理業務については、巡回や清掃、設備の点検や確認など維持管理に努め、利用者が安心して安全に利用できる環境を提供した。概ね事業計画通りの実施状況であり、協定に定める水準を満たした適正な管理運営である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市中人権・コミュニティセンター	評価主体	市民部 共生社会推進課
指定管理者	船橋西自治会	（非公募）	指定の期間 令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで （3年間）
設置目的	人権尊重の社会的環境づくり及び市民の人権意識の高揚を図り、もって人権文化の根付いた明るくふれあいのある社会づくりを進めるため。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・報告書・業務日誌の確認（月1回）	利用者の 満足度調査等	利用者アンケート	実地調査 実施日	4/2、6/13、9/29、 12/15、3/31
-----------------	-------------------------------------	----------------	----------	-------------	------------------------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	利用料金収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	3,300,000	－	3,000	2,715	243	30	44.5	－
令和6年度	－	－	－	－	－	－	－	－
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項	令和7年度より指定管理者導入。							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。 正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	平等利用が確保され、適切に施設運営を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報の公開と、守られるべき情報の取 扱いについて、適切な方策が行われているか。	施設への掲示など積極的に情報発信している。また、奈良市情 報公開条例に則り適切に取り扱っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	関連法令について遵守され、適切な管理が行われて いるか。	関係法令の重要性を認識し、その法令に則って業務を行った。また、 個人情報の取扱いについても、個人の権利利益を侵害すること のないよう適切に取り扱っている。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られる ものであること	経理の適正性	公の施設の管理者として経理を適正に執行してい るか。	経理の執行について、年度ごとに市に収支状況報告書を提出し、 適正に処理している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設の保全、設備の保守・点検、その他施設の維持 管理が適切に行われているか。	日常的に丁寧な清掃、消耗品の交換や機器の動作状況につい て点検・確認を実施している。修繕を要する場合も速やかに市担 当課と連携を取り対応しており、適切な施設の維持管理を行って いる。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の安全対策が適切に行われているか。非常時の 対応等について、適切な計画と準備が行われている か。	開館時間内には日常的に施設内外を巡回し、また終業時には窓 や出入り口の施錠を確実にしている。非常時や利用者の事故 発生時には速やかに市担当課と連絡を取りながら対応にあたり、 常に管理者としての注意を払いながら適切な管理を行っている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画書通りに事業が実施されたか。	事業計画に沿った事業展開のみならず、人権文化の根付くまち づくりの活動拠点として、窓口での相談対応や積極的な貸館業 務、地域の他施設との連携など、人権意識の高揚のため、幅広く 活動している。	B
	自主事業実施計画	－	－	－
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用者に対するサービス向上について、具体的・効果 的な方策が取られているか。苦情・トラブル等に対し、 適切に対応しているか。	事業の案内や貸館について掲示等、様々な方法で周知してい る。また、講座参加者に応じて臨機応変な対応を行っている。また、 トラブル発生時には今後の改善策も含めて速やかな報告が ある。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なうことなく、指定管理料の範囲内で管理運営しているか。	努力によって削減可能な範囲について、経費削減を意識した予算執行をしている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準(労働関係法規の順守を含む。)を満たしているか。	事業の実施を含む館運営について、適切な人員配置を行い、かつサービス水準を維持できる必要最小限の人数での運営で、人件費抑制にも努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、適切に管理している。	B
	財務状況の健全性	利用料金を原資として、健全かつ安定した営業ができる財務状況であるか。	事業計画及び予算に基づく事業を展開しており、安定的に事業を継続できる財務状況であった。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	設置目的達成に対する意欲があり、館の活性化のため、事業参加や貸館利用を促進するべく、積極的な情報発信など幅広い地域や年齢層に呼びかける手段を併用し工夫を重ねている。	B
	苦情・トラブルの防止に対する考え方	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情やトラブル等について、責任を持って利用者の声に耳を傾け、迅速かつ適切に対応することで、より良いサービスの提供をしている。指定管理者に明らかに責任がある場合は、指定管理者で責任を持って対応し、それ以外については、市担当課と協議をしている。	B
	地域等における連携・貢献	地域における連携・貢献の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策が行われていたか。	自治会や社会福祉協議会と相互に事業協力を行い、地域住民の福祉の向上やコミュニケーションの場の提供として貢献した。	B

5. 総合評価

総合評価	設置目的を理解し、目的達成のための方策として各種講座の実施や人権啓発、窓口相談、貸館業務などを実施し、関係団体や地域との連携を図りながら運営管理に取り組んだ。また、日常管理においても、自主的な施設修繕を行うなど、利用者が安心して安全に利用できる環境づくりに努めた。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設稼働率は目標値を大幅に上回っている一方で、利用者数が目標値を僅かに下回っている。今後は、現在の高い稼働状況を維持しつつ、利用者数においても目標達成を実現できるよう、さらなる利用促進に努めることを期待する。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市男女共同参画センター		評価主体	市民部 共生社会推進課	
指定管理者	公益財団法人 奈良市生涯学習財団	(非公募)	指定の期間	令和5年4月1日 令和8年3月31日	から まで (3年間)
設置目的	男女の人権の確立を図り、社会のあらゆる分野へ男女が対等に参画し、それぞれの能力を発揮できる豊かで活力ある男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画センターを設置する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認(年1回)	利用者の満足度調査等	-	実地調査 実施日	8/28、1/31
-------------	---------------	------------	---	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	15,000,000	48,450	-	2,471	290	-	15.9	-
令和6年度	8,100,000	27,750	-	676	290	-	4.2	-
変動の大きい指標の変動理由	市主催事業回数の増加による							
特記事項	-							

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民に対する施設の平等利用が確保されているか。正当な理由なく一部の市民が優遇されていないか。	奈良市男女共同参画センター条例に基づき、平等利用を確保した適切な運営を実施した。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開の重要性・責任についての認識があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	ホームページや施設への掲示など、積極的に情報発信した。また、奈良市情報公開条例に則り適切に取り扱った。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守、個人情報の保護の重要性・責任について認識があり、そのための具体的・効果的な方策があるか。	関係法令の重要性を認識し、その法令に則って業務を行った。また、個人情報の取り扱いについても、個人の権利利益を侵害することのないよう適正な取り扱いをした。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理の執行の重要性・責任について認識があり、また、適正に執行されたか。	財団事務局において経理業務を処理し、効率化や不透明な処理の防止を図った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設の保全や維持管理、設備・備品等の保守の重要性・責任についての認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	日常的に丁寧な清掃、消耗品の交換や機器の動作状況について点検・確認を実施した。修繕を要する場合も速やかに市担当課と連絡を取り対応し、適切な施設の維持管理を行った。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備や非常時の対応、利用者の事故等への対応の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	日常的な巡回の実施など、常に管理者として注意を払いながら適切な管理が行われた。また、非常時には市担当課と密に連絡を取りながら業務を行った。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	実施計画書通りに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。	事業計画及び予算に基づく事業を展開しており、安定的に実施した。	B
	自主事業実施計画	-	-	
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用者に対する利用促進やサービス向上について、具体的・効果的な方策があるか。苦情・トラブル等に対し、適切に対応しているか。	定期的な巡回・清掃により、常に利用しやすい環境維持に努めており、トラブル等への対応についても市担当課と速やかに連携を取り対応することとしており、適切な対応を行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なうことなく、指定管理料の範囲内で管理運営をしているか。	提案額内で運営が行われているとともに、経費削減を意識した予算執行をした。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	組織として、適切に運営管理ができる水準（騒動関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制であったか。	適切な人員配置を行い、かつサービス水準を維持できる必要最小限の人数で運営した。また、雇用に関する法律を遵守した。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似事業の実績・ノウハウが、運営管理業務に反映されていたか。	公民館等の施設管理のノウハウをもとに施設の維持管理や、設備の保守等に大きな支障がなく、適切に管理をした。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内、安定的に事業を継続できる財務状況であったか。	事業計画及び予算に基づく事業を展開しており、安定的に事業を継続できる財務状況であった。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	男女共同参画を推進するための活動拠点として、市民の男女共同参画社会への意識の向上を図り、施設の設置目的の達成に意欲的に取り組んだ。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	平成13年に設立された組織であり、公民館事業や児童館事業など、市と連携を取りながら円滑に連携できた実績がある。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域等における連携、貢献の重要性や責任について十分な認識があり、地域の拠点である公民館等の運営も市民の立場に立って、管理運営を行った。	B
	現在働いている職員の雇用に対する配慮	現在働いている職員の雇用を継続する姿勢はあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。これまで雇用を継続してきた実績はあるか。	現在働いている職員の雇用を継続する姿勢はあり、職員の特技や専門性も活かしながら事業展開を行うことで、職員が意欲を持ち続け、自己の能力を最大限に発揮できる環境を整えることで、雇用を継続してきた実績がある。	B

5. 総合評価

総合評価	指定管理者は、男女共同参画の推進というセンターの基本理念に基づき、安定的かつ継続的な運営を行っており、概ね良好な成果を上げている。 特に、講座やパネル展開催に伴う事業内容の工夫など市民の満足度向上に寄与している点は高く評価できる。 一方で、さらなる利用促進や多様なニーズへの対応、評価指標の明確化など、今後の改善が期待される分野も見受けられる。総じて、当該指定管理者は、センターの目的達成に向けて着実に取り組んでおり、引き続きその役割を担うにふさわしいと判断される。
指定管理者に対する指示・指導事項	施設稼働率を上げることができるよう、施設使用の運用について創意工夫をすること。

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	講座やパネル展示の開催だけでなく各事業実施後のアンケート調査等により、施設稼働率を上げることができるよう市民ニーズについての把握に努めた。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市総合福祉センター		評価主体	福祉部 障がい福祉課	
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	(非公募)	指定の期間	令和7年4月1日 令和17年3月31日	から まで (10年間)
設置目的	障害者及び障害児のための施策その他の社会福祉施策の総合的な推進及び社会福祉活動の育成を図り、市民の福祉の増進に資する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・管理業務実施状況報告書(月報)の確認 ・実地調査(年1回)	利用者の 満足度調査等	・意見箱の設置 ・障害者団体との意見交換会	実地調査 実施日	令和8年1月31日
-----------------	---	----------------	--------------------------	-------------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	(使用料/利用料金)収入※ 2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	99,775,500	-	75,000	55,084	279	93	77	
令和6年度	117,462,000	-	75,000	58,266	304	93	69	
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を 優遇していないか。	施設の利用に関しては、障害者の優先利用を基本としつつ、障 害者と地域住民の交流を促進することにも配慮し、適切に利用調 整を行っている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	奈良市社会福祉協議会の定款に規定し、会員及び提供する福祉 サービス利用希望者、その他利害関係人からの請求に対して関 覧に供するようにしている。その他の場合は、所管課と協議のう え基本的に開示することとしている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	関係法令の重要性を認識し、その法令に則って業務を遂行して いる。個人情報の保護については、奈良市社会福祉協議会個人 情報保護規程に基づき、個人情報の適正な管理に必要な措置を 講じている。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として経理の執行が適正に行われたか。	経理の透明性を高めるために外部の監査委員による監査を実施 している。公の施設として経費の縮減に努めるとともに、適正に 予算執行している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり に行われたか。	利用者の安全に配慮して施設・備品等の保全に努めており、補 修等についても、その都度、市への連絡が入っている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備及びその他の安全対策、事故・災害 等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水 準どおりに行われたか。	消防計画を作成し、防災体制を整備することで非常時に対応して いる。また、無人時は警備業者への委託により、機械警備を導入 している。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	事業実施計画に沿って事業を実施し、相応の成果があった。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	事業実施計画に沿って事業を実施し、相応の成果があった。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	市広報誌への掲載や館内掲示及びホームページ等により各種教 室や大会等の情報を適宜発信している。また、施設の利用促進 及び障害者等の交通手段を確保するため、無料送迎バス(リフ 付)を運行している。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営しており、創意工夫等により経費を削減している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準（労働関係法規の遵守を含む。）を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制（指揮系統、責任権限含む。）であったか。職員育成のために、研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。	職員を適正配置し、法定労働時間をもとに勤務計画を作成し、効果的な勤務体制の構築に努めている。関係機関の実施する研修会等に積極的に参加するとともに、内部講師を育成し、定期的に研修を実施することにより、常に職員の資質の向上を目指している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映されていたか。	他の施設・部署とも連携し、福祉分野全般に対応できるよう努めており、業務の実績・ノウハウは効果的に反映されている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	各種規定・規則に基づき運営しており、会計単位ごとの執行を確実にしている。指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況である。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設の設置目的を達成するため、施設の機能を発揮し事業を行うとともに、障害者等が広く交流できる拠点づくりに努めている。また、「ご意見箱」を設置して利用者のニーズ把握に取り組み、サービスの向上に努めている。	B
	施設の設置目的に関する考え方	市の方針・施設の性格・設置目的等を的確に把握し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。	指定管理者として施設の性格・設置目的等を把握し、その目的達成のために施設の機能を発揮し事業を行うとともに、障害者等が広く交流できる拠点づくりに努めている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	奈良市社会福祉協議会地域福祉担当部署と連携し、地域福祉の推進を図るとともに、近隣地域と協働で行事を開催する等、相互協力に努めている。また、地元自治会と協力して周辺環境の改善を図っている。	B
	苦情・トラブルの対応・防止に対する考え方及び方策	苦情・トラブルの適切な対応や予防の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	苦情・トラブルの内容や原因についての確に把握し、奈良市社会福祉協議会苦情解決に関する規定等に基づき、早急な対応・処理をするとともに改善及び再発の防止に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	令和6年度までの4年間に実施した関係団体との協議等を踏まえ、管理業務及び新規事業の見直し内容を、令和7年度からの10年間の指定管理期間において着実に実現していくこととしている。令和7年度には、指定期間中の中長期的な事業内容について関係者と検討を進めており、今後も業務の効率化を図りつつ、地域福祉の拠点として適正な施設運営に努められることを期待する。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	（指示） 期首に市の物品台帳に登録されている備品を実査頂きたい。 （改善状況） 実査を確認した。
-------------------	---

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市月ヶ瀬福祉センター	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（公募）	指定の期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）
設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するため、福祉センターを設置する。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	・事業報告書の確認（年1回） ・実地調査（年1回）	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和7年7月8日
-------------	------------------------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	使用料収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	33,294,000	693,750	—	21,287	303	—	25.1%	—
令和6年度	33,294,000	703,750	—	19,951	303	—	20.7%	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	市社協ホームページの活用や、月ヶ瀬福祉センターだよりを東部地域及び市内各施設に配布し、福祉センターを平等に利用できるよう周知を行った。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	市社協ホームページの活用や、月ヶ瀬福祉センターだよりの関係施設への配布等により施設利用に関する情報の公開を行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	条例規則等に基づき、適正に運用し、法令遵守に努めている。個人情報の保護についても、奈良市社会福祉協議会個人情報保護規定により対応し、職員や関係者に周知を徹底している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	センター使用料は奈良市の公金取扱いに準じて適正に行い、金庫を使用して管理。また担当課へ月次及び年度の会計報告を行い経理の執行を適正に行っている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より施設の見回りや、備品の点検を随時行い、管理業務仕様書に基づき適切に管理している。業者委託による保守点検も水準どおり行うことができた。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常より施設内の安全対策を行い事故の予防に努めている。緊急時には適切に対応できるよう、年に2回の消防訓練を行った。消防等の緊急連絡先を事務所に明示している。管理業務仕様書に基づく体制を整えている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	地域福祉の推進や健康増進に努め、相談業務においては必要に応じ関係機関に繋ぐなどの成果もあり事業を計画的に実施できている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	「いきいき会食会」、「いきいき講座」、「ちびっこランド」、「居場所づくりカフェ」等の自主事業については、計画的に安定して実施することができた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	センター利用については、ロビーに相談スペースを設ける等多くの住民が気軽に利用できるよう工夫した。住民から寄せられたニーズや苦情等については職員で共有及び協議し適切な対応を行った。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費の高騰による水道光熱費や、施設老朽化による修繕費については多くの費用を要したが、提案額内で施設を管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	職員事務分掌に基づいて、効果的な職員の配置・勤務体制を行い、業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な勤務体制で運営することができた。また、事業計画にある職員研修も実施し、質の向上に努めた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	法人内外の類似施設の運営の実績やノウハウ等を学び、福祉センター管理運営に効果的に反映することができた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者は、当該施設を「奈良市月ヶ瀬福祉センター条例」および「奈良市月ヶ瀬福祉センター管理に関する基本協定」等の定めを遵守し、適正に管理している。また、月ヶ瀬地区における福祉の中核施設としての業務を積極的に行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	奈良市都祁福祉センター		評価主体	福祉部 長寿福祉課	
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	(公募)	指定の期間	令和5年4月1日 令和10年3月31日	から まで (5年間)
設置目的	市民の福祉活動の振興及び健康の増進を図り、もって市民の福祉の向上に資するため、福祉センターを設置する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	・事業報告書の確認(年1回) ・実地調査(年1回)	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	令和7年7月8日
-----------------	------------------------------	----------------	---	-------------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足 度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	39,150,000	221,150	—	24,076	304	—	17.9%	—
令和6年度	39,150,000	298,350	—	25,921	304	—	22.2%	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を 優遇していないか。	施設の利用方法は来館者に分かるよう掲示している。また市社 協ホームページや都祁福祉センターだよりを配布し、福祉セン ターを平等に利用できるようにしている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	館内での掲示、市社協ホームページでの情報発信や都祁福祉セ ンターだよりを利用し、情報公開を行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	条例規則等に基づき、適正に運用し法令遵守に努めている。個 人情報の保護についても、奈良市社会福祉協議会個人情報保護 規定により対応し、職員や関係者に周知徹底している。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	センター使用料は奈良市の公金取扱いに準じて適正に行い、金 庫を使用して管理。また担当課へ月次及び年度の会計報告を行 い経理の執行を適正に行っている。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり に行われたか。	日常における施設の見回りや備品の点検を随時行っており、管 理業務仕様書に基づき適切に管理している。地域のボランティア と協同して、施設内の浴槽の掃除や草刈り活動等の清掃活動も 行い、施設の維持・管理を行っている。業者委託による保守点検 もそれぞれ水準どおりに行われている。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災 害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準どおりに行われたか。	日常より事故の予防に努めており、事故・災害等非常時には、応 急対応できるように緊急時対応マニュアル及び業務継続計画 (BCP)を作成している。管理業務仕様書に基づく体制を整えてい る。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	施設が保有する機能を十分に生かしつつ、社会福祉協議会のも つ相談支援機能を発揮して利用者支援を行った。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	地区社協との協働事業・支援によるふれあいサロン活動を連携 を持って行っている。その他民生委員や地域のボランティアと協 力し、居場所づくりカフェの運営や地域の人の交流ができる講座 などを開催し、多くの利用者に参加してもらえた。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	担当課との連携により大きなトラブルもなく適切な対応が行えて いる。過去にあったトラブル等はヒヤリハットとしてまとめている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	提案額内で施設を適切に管理運営できている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	職員事務分掌を定め業務仕様書に定める水準を満たしている。また、効果的な職員の配置・勤務体制である。また計画にもある職員研修も実施し、質の向上に努めている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	類似事業での業務経験を生かした運営を行い、福祉センター管理運営に効果的に反映することができた。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	安定的に事業を継続できる財務状況であり、管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること				

5. 総合評価

総合評価	施設管理者は、当該施設を「奈良市都祁福祉センター条例」および「奈良市都祁福祉センター管理に関する基本協定」等の定めを遵守し、適正に管理している。また、都祁地区における福祉の中核施設として、年齢や属性を問わず、幅広い住民が参加できる事業を積極的に行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	老人福祉センター(東福祉センター、西福祉センター、北福祉センター、南福祉センター)		評価主体	福祉部 長寿福祉課	
指定管理者	社会福祉法人奈良市社会福祉協議会	(非公募)	指定の期間	令和6年4月1日 令和11年3月31日	から まで (5年間)
設置目的	本市老人の心身の健康保持及び増進を図るとともに、地域における交流の場として便宜を供与することによって生きがいづくりに寄与し、もって老人の福祉に資する。				

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、日常の業務報告(月報)の確認、実地調査	利用者の満足度調査等	利用者へのアンケートの実施により調査	実地調査実施日	(東)7月8日 (西)7月3日 (北)7月4日 (南)7月1日
-------------	------------------------------	------------	--------------------	---------	--

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 (円)	使用料収入※2 (円)	利用者数 (人)		開館日数 (日)	施設稼働率 (%)		利用者満足度 (%)
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	73,696,000	1,282,620	-	77,839	(東・西・北・南)244	-	別紙参照	89
令和6年度	73,185,000	1,231,500	-	75,013	(東・西・北・南)248	-	別紙参照	92
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	施設の利用方法は来館者にわかるよう掲示されており、誰でも平等に利用できる。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	館内での掲示、しみんだより、ホームページ等を利用し情報公開を行っている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報については鍵付きのロッカーに保管し、適切に取り扱っている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	使用料収入は金庫を使用して適正に管理されている。帳票は簿冊を用いて適正に管理されている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の点検は定期的に行い、職員でできる部分は随時修理を行っている。自動ドア、エレベーター等は委託業者による点検が実施されている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	消防訓練を年2回行っており、非常時の対応方法についても職員に周知されている。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね計画どおりに事業が実施された。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね計画どおりに事業が実施された。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	各センターがセンターだよりを作成し、周知を行っている。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	空調の温度設定の見直しや未使用エリアの消灯による光熱費の節約、樹木の維持管理を職員で行うなど、費用縮減に努めている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	職員研修の実施により職員の能力向上に努めている。行事開催時等職員が不足する際はセンター間で職員を融通するなど、臨機応変に対処している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	他にも公共施設の運営を行っており、定期的に各福祉センター長会議を実施し、情報共有を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	健全な財務状況であり、施設の管理運営が困難になる恐れはない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	施設運営について市へ利用状況を踏まえた提案をする等、常に改善に努めており、意欲的に管理運営を行っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	設備の故障その他トラブルが発生した際には行政と綿密に連携をとることで迅速に対応している。市の方針を理解し、これに合わせた管理運営を行っている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	他の公共施設や各種関係機関・団体等と連携した事業を実施している。	B

5. 総合評価

総合評価	奈良市社会福祉協議会は、地域に根差した幅広い福祉活動を推進している。センターの運営においてもそれが生かされており、利用者に寄り添ったサービスを提供している。また、市との連携も円滑にできており、信頼できる指定管理者である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

同一の指定管理者が一括して管理運営する公の施設の名称及び評価指標の実績一覧表

番号	施設名	施設稼働率(%)など			
		令和7年度		令和6年度	
		目標	実績	目標	実績
1	東福祉センター	－	26.8%	－	25.5%
2	西福祉センター	－	53.0%	－	55.0%
3	北福祉センター	－	58.5%	－	35.6%
4	南福祉センター	－	35.8%	－	15.7%
5	4施設平均	－	43.5%	－	33.0%
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	東里老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市東里地区万年青年クラブ連合会（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和7年10月15日
-------------	---------------------	------------	---	---------	------------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
			令和7年度	120,000		—	350	
令和6年度	120,000	—	350	338	39	20	11%	—
変動の大きい指標の変動理由	貯水タンクが2回故障し、水道の使用に制限が生じたため、その期間中は利用者が減少した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設について、またその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	帳簿を作成し、領収書を保管することで適正な経理が行われている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃(年間10回)、草刈り(年間2回)が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に2回建物の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動を行い、利用者数は前年度より増加した。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動を行い、利用者数は前年度より増加した。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	町内回覧で、施設の情報や講座のチラシを配布し、施設の利用促進を行った。 苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、会員で定期的に行い、美化に努めた。節電・節水を徹底した。消耗品についても節約に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定期的に役員会を開催し、役員を中心に会員も含め、協力して運営している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	建物の修繕などもすぐに対応し、管理運営に対して熱意があることがうかがえる。当施設の設置目的を理解した上で管理運営を行っている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	主に施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとって利用しやすい施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	災害時の避難訓練に参加する等、自治会との連携に努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。また、役員会を定期的に行い、会員内の結束を強くしている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	鳥見老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市鳥見喜楽会	（非公募）	指定の期間 令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和8年3月18日
-------------	---------------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※ 2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
			令和7年度	84,000		—	700	
令和6年度	84,000	—	700	1,650	241	40	66%	—
変動の大きい指 標の変動理由	地域の急速な高齢化に伴い、利用者数が減少している。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地縁団体の会合や地域の福祉施設等で、口頭やポスター掲示により、憩の家の周知を図っている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品・個人情報情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	帳簿を作成し、領収書を保管することで適正な経理が行われている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的な清掃と草刈り（年間1回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年1回の設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。施設に修繕必要箇所がある場合はURIに対応を要請している。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりにより事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりにより活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりにより事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりにより活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	地縁団体の会合や地域の福祉施設等で、口頭やポスター掲示により、憩の家の利用促進を図っている。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員のみならず各サークルの協力を受け管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	修繕などがあれば対応し、地域高齢者の憩の場所として熱意を持って運営している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	主に施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の憩の場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	他の地縁団体が開催する地域行事への協力参加や近隣の公園清掃に参加するなど、地域貢献を図った。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われ、当施設の管理運営に関して熱意を持っている。また、令和6年度からは新会長となり、利用者増が見込まれる日曜日の開館も行われるようになった。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	登美ヶ丘老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	202,800	—	1,500	2,075	233	50	64%	—
令和6年度	202,800	—	1,500	1,880	231	50	63%	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1)適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため、会長が調整を行っている。例えば、利用時間が重複した場合、話し合いの場を設けることや今回利用できなかった者が次回優先的に利用できるようする等の措置を講じている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の目的外使用がないよう周知徹底されている。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	出金については、支出の都度口座より行うようにしており、小口現金は会計担当が行っている。帳簿を作成し、領収書を保管することで適正な経理が行われている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年4回の清掃に加え、年2回の草刈りを実施。また、施設利用団体の利用後の清掃が徹底されており、修繕も迅速に対応している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の点検を年12回行い、安全管理に努めた。防火管理者を選出し、消防署の協力を得て、年1回消防訓練を実施した。	適

(2)点数評価項目 【評価基準】 A:協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B:協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C:協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため、広報活動を行った。また、施設を高齢者にとって有用な情報の発信場所とすることで、高齢者が集う場所になるように工夫をした。苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水を徹底した。消耗品の在庫管理を行い節約に努めた。経費削減のため、安価なものがあれば即座に購入場所を変更するなどの努力をしている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	管理運営業務を細分化し各業務に担当者を設定し、分担して管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者が集い、交流拠点となるよう熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者は頻繁に憩の家を利用しているため、愛着を持っており、清掃などの施設管理に意欲を示している。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者が集い、交流拠点となるよう施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	独居高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者が気軽に利用できる施設づくりに努めている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。また、利用者が多い憩の家だが、経理面も含め工夫しながら行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	杏中老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市杏中町万年青年クラブ（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	84,000	—	100	93	12	5	3%	—
令和6年度	84,000	—	100	127	14	5	4%	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設について、またその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	草刈り（年間2回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	日常点検及び消耗品の確認により適切に保守が行われた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われている。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われている。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	無駄な支出が無いよう意識し、経費の縮減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者の集いの場、安否確認の場としての施設の存在意義を認識しており、継続的な開館を実施している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは行政へ問い合わせる等、連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会と共催で事業を実施する等、連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。また、施設の管理運営に関し責任感と意欲を持ち、会員と団結して行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	杏南老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市杏南町万年青年クラブ（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和7年4月8日
-------------	---------------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	202,800	—	1,000	280	12	10	3%	—
令和6年度	202,800	—	1,000	303	64	60	18%	—
変動の大きい指標の変動理由	月に1回、地域の高齢者が集まる比較規模の大きいイベントを実施する方針に変更したため、開館日数は減少した。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設について、またその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	町内への施設で行う講座のチラシを配布することにより周知が行われている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報是不取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃（年間12回）、草刈り（年間3回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。消防訓練も年1回行われている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われているが、地域住民の高齢化が進んでいることにより、施設利用者数は減少している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われているが、地域住民の高齢化が進んでいることにより、施設利用者数は減少している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のためチラシを作成し、町内各戸に配布した。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の集いの場としての役割を認識し、地域の他団体と連携し熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	主に施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域の他団体と事業を共催する等連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。また施設の管理運営に関し責任感と意欲を持ち、会員と団結して行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	八条老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市九十九歳万青年クラブ（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和8年3月17日
-------------	---------------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	84,000	—	100	65	12	5	3%	—
令和6年度	84,000	—	100	141	24	5	7%	—
変動の大きい指標の変動理由	地域の急速な高齢化に伴い、利用者数が減少している。							
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため、会長が調整を行っている。例えば、利用時間が重複した場合、話し合いの場を設けることや今回利用できなかった者が次回優先的に利用できるようする等の措置を講じている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報を取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	現金は取り扱わず、出金については、支出の都度口座より行うようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃（年間1回）、草刈り（年間1回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	建物の定期点検を実施し、安全管理が行われた。修繕必要箇所に関しても、優先順位をつけて対応している。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われているが、地域住民の高齢化が進んでいることにより、施設利用者数は減少している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われているが、地域住民の高齢化が進んでいることにより、施設利用者数は減少している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃は委託せずに会員で行っている。節電・節水の徹底を呼びかけている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	指定管理を任せる老人クラブが高齢化しており、草刈りなどをシルバー人材センターに委託するなど、工夫をしながら管理を行っている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	役員会の後の清掃など、運営に協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域等における連携の重要性について認識を持っており、他団体の地域活動にも積極的に関わっている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が会長を中心に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	東之阪老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市東之阪第一老友会（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	202,800	—	300	514	64	10	18%	—
令和6年度	202,800	—	300	407	54	10	15%	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設についてまたその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	人権文化センターと連携を密に取っているため、センターだよりを活用する形で周知している。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年4回の特別清掃、年4回の草刈りが実施され、利用毎に清掃するように呼び掛けている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年に2回、建物及び設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため、広報活動を行った。苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	管理は会長を中心に行っているが、人権文化センターの協力が得られており、円滑に実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域住民の集いの場としての施設の存在意義を認識している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域住民の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会や学校・園との連携が取れている。地域の防災訓練などにも参加し、積極的に他団体と関わる意欲を見せている。	B

5. 総合評価

総合評価	長年勤めている会長が中心となり、会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	田原老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市田原地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	—
-----------------	---------------------	----------------	---	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※ 2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
			令和7年度	120,000		—	700	
令和6年度	120,000	—	700	694	91	20	25%	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設について、またその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品・個人情報情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行なった。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	領収書の保管を適切に行なった。収支についても帳簿に記録し適切に行なった。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	清掃（年12回）、草刈り（年3回）が実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年12回の建物の点検及び年3回の設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。修繕箇所に関しても随時対応している。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会長会議で利用の周知を行うなど、利用促進に取り組んでいる。苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	主に施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	健康講座・認知症講座を行うなど施設を有効活用し、高齢者の健康維持につながるよう熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	主に施設の清掃において利用者の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域にとって施設が有意義に活用されるよう管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域の老人クラブ等他団体と連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。また、地域への愛着や関心が強い地域であり、必要な時には会員が力を合わせて積極的に協力している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	狭川老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市狭川地区万年青年クラブ（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	84,000	—	300	278	37	15	10%	—
令和6年度	84,000	—	300	288	44	15	12%	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設について、またその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用な個人情報是不取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年12回の清掃と草刈りが行われ、利用毎に清掃をして美化に努めている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の大きさから消防訓練が免除されているが、防火に関して常に注意している。修繕なども随時対応し、簡易なものならば地域住民にも協力を得て修繕している。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため定期的に会議を実施し協議を行った。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず会員で行った。消耗品の見直しにより経費削減に努めた。節電・節水の徹底を呼びかけ、簡易な修繕を地域住民にも協力を得て安価で修繕している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	憩の家利用目的を理解したうえで、市の施設の管理運営を任されているという強い責任感を持っている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度、清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域住民や民生員会・自治会などの他団体とのつながりも多く、連携して管理運営を行っている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。また、地域のつながりが強く、地域の他の地縁団体との連携もできており、他の団体から協力を仰ぐことが可能である。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	古市老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	古市町老人クラブ	（非公募）	指定の期間 令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和7年5月28日
-------------	---------------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	202,800	—	1,500	990	191	65	52%	—
令和6年度	202,800	—	1,500	988	188	65	52%	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため、会長が調整を行っている。例えば、利用時間が重複した場合、話し合いの場を設けることや今回利用できなかった者が次回優先的に利用できるようする等の措置を講じている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品・個人情報等は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。名簿等は憩の家に置いておらず、役員で管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の清掃等は週4回当番制で行われており、適切に維持管理が行われている。それ以外に年1回清掃・草刈りを行っている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	施設の設備は適切に保守されている。また、避難訓練は自治会主催のものに参加していたが、憩の家主催でも実施している。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりにより事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりにより活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりにより事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりにより活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のため独居高齢者等へ声掛けを行い施設利用を案内している。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、利用者の協力を得て行っている。節電・節水の徹底を実施している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員が熱意をもって管理運営を行っており、人員配置も適切である。近隣にある人権文化センターからも協力を得ている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の憩いの場所として熱意を持って運営されている。当番制で週4日、終日開館している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、役員と利用者の関係上、役員が中心になって管理している。婦人会から役員を募っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、自治会など地域の行事に協力する等連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。また、当番制を採用することで週4回開館し、周辺住民の集いの場として機能している。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	大柳生老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和8年3月5日
-------------	---------------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	84,000	—	750	575	52	20	14%	—
令和6年度	84,000	—	750	624	49	20	13%	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	平等利用の確保のため、会長が調整を行っている。例えば、利用時間が重複した場合、話し合いの場を設けることや今回利用できなかった者が次回優先的に利用できるようする等の措置を講じている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不用品な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。名簿等は憩の家に置いておらず、役員で管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	定期的に清掃及び年2回の草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	使用の都度、設備等の点検が行われている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用の促進のためイベントや会合の機会を利用して施設のPRが行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図られる ものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、利用者の協力を得て行っている。節電・節水の徹底を実施している。	B
事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して行う能力を 有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員のみならず利用者の協力を受け管理運営を実施している。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が安全に施設を利用できるよう、設備等の安全管理に力を入れて管理運営がなされた。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者には利用の都度、清掃及び消毒だけでなく、定期的な清掃への協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会等地域の各種団体と事業を共催することで連携をとることができている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。また、地域のつながりが強く、会合やイベントを通じて結束力を強めている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	梅園老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市紀寺宝寿会	（非公募）	指定の期間 令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和7年9月12日
-------------	---------------------	------------	---	---------	-----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	84,000	—	100	193	41	5	11％	—
令和6年度	84,000	—	100	168	35	5	10％	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設について、またその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報を厳正に管理するとともに不要な個人情報を取り扱わないよう努めた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	現金の取扱は行っておらず、通帳より使用分のみ引き出すようにしている。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年6回の清掃及び年4回の草刈りを実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	毎年、設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。修繕箇所に関しても、優先順位をつけて対応している。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	行事のチラシを作成し、各戸へのポスティングや町内回覧へ掲載することにより周知を図り、利用の促進に努めた。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、会員で行った。節電・節水を徹底した。消耗品についても節約に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定期的に会議を開催し運営についての協議を行う等、役員で協力して管理運営が実施された。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が安全に施設を利用できるよう、設備等の安全管理に力を入れて管理運営が行われている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	会議において意見を聞き取り、運営方針に活かすことができている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会の会議に参加する等して連携をとることができている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が会長を中心に適切に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	石打老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市石打梅寿会	（非公募）	指定の期間 令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	—
-----------------	---------------------	----------------	---	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※ 2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	120,000	—	1,000	1,465	119	35	33%	—
令和6年度	120,000	—	1,000	1,323	114	35	31%	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公 の施設の平等 利用を確保で きるものでは あること	市民による平等利用に対する 考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的 な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を 優遇していないか。	地域内において、施設について、またその利用方法については 周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び 方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方 策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるよう になっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び 方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われ たか。	個人情報の取り扱いについて、不当に使用しないように注意喚起 が行われた。	適
事業計画書の 内容が公の施 設の経費の縮 減が図られるも のであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度 銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に 沿った公の施 設の管理を安 定して行う能 力を有してい ること	施設の維持管理に対する考 え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の 維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり に行われたか。	指定管理者、利用者ともに、利用毎に清掃を行い、草刈りや剪定 作業が行われた。	適
	施設の安全対策、非常時の 対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災 害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める 水準どおりに行われたか。	定期点検、維持管理が実施されており、修繕の必要な個所に関 しては優先順位をつけて対応している。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施 設の効用を最 大限に発揮さ せるものでは あること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画ど おりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計 画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上 の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果 的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対 応・防止について、具体的・効果的な方策が行われた か。	自治会や各種団体の役員を通じ、広報を実施した。 これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底を呼びかけている。消耗品も節約している。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員及び利用者で協力して施設の運営を行えている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域高齢者の憩の場所として熱意を持って運営されている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	主に清掃・草刈り等の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者にとってより良い施設とすべく管理運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会、婦人会、子供会等との連携が取れている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。また、地域のつながりが強く、他団体とも密接な関係がある。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	桃香野老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市桃香野第三梅寿会（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※ 2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
			令和7年度	84,000		—	200	
令和6年度	84,000	—	200	109	13	10	4%	—
変動の大きい指 標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	各サークルで平等に利用されている。万青会長に申し出ることで利用できることの周知がされている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	名簿等は会長が管理している。個人情報の取り扱いについて、不当に使用しないように注意喚起が行われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	現金は持たないようにし、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年2回の清掃及び草刈りが会長中心に行われている。利用のたびに美化に努めるよう周知している。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	設備の点検と消防訓練を実施している。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	清掃等は委託せず、役員で行っている。また節電・節水の徹底を呼びかけ、施設利用時以外にも近くを通る際には消灯の確認をしている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	会長を中心に役員で協力して施設の運営を行っている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	自治会や茶青協等にも施設を利用してもらうなど、施設の有効活用に取り組んでいる。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も利用者も高齢であるため、会長が中心となって管理運営を行っている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会の会合等の場において情報発信を行い連携を取っている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が会長を中心に適切に行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	尾山老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市尾山梅寿会	（非公募）	指定の期間 令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで （5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	—
-------------	---------------------	------------	---	---------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	120,000	—	400	668	66	20	18%	—
令和6年度	120,000	—	400	612	52	20	14%	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設について、またその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	個人情報の取り扱いについて、不当に使用しないように注意喚起が行われた。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	指定管理料は会計が管理している。現金管理はせず、その都度銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	利用の都度清掃し、年数回の草刈りが実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	毎年、設備の定期点検を実施し、安全管理が行われた。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため広報活動（回覧への掲載）が行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	光熱水費及び消耗品費の縮減に努めた。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	定期的に会議を開催し、運営についての協議が行われた。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	利用者が気持ちよく利用できる環境の維持を意識した管理運営がなされている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者を施設の運営に参加させる考えがあるものの、管理者も利用者も高齢であり、仕事を持っている人もいるので、運営に参加することは困難ではあるが総会等で意見を募る機会を設けている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	自治会と共催し、郷土美化活動を実施した。施設周辺は観光客の往来が多く、トイレは観光客が利用しやすいよう常に清潔に維持されている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。また、地域のつながりが強く、他団体とも密接な関係がある。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	横井老人憩の家	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	横井ひまわりクラブ（非公募）	指定の期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）
設置目的	教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もつて老人の心身の健康の増進を図る。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリングの主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の満足度調査等	—	実地調査実施日	令和8年2月3日
-------------	---------------------	------------	---	---------	----------

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	(使用料/利用料金)収入※2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	156,000	—	550	210	34	30	9%	—
令和6年度	156,000	—	550	196	25	30	7%	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設について、またその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	不要な個人情報は取り扱わないようにし、個人情報の管理は厳正に行った。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	領収書の保管を適切に行った。収支についても帳簿に記録し適切に行った。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館のたびに清掃を実施、また草刈りについては年2回実施された。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	開館のたびに設備の点検を実施し、安全管理が行われた。修繕箇所があれば、随時対応している。消防署の協力を得て消防訓練を行っている。	適

(2) 点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われているが、地域住民の高齢化が進んでいることにより、施設利用者数は減少している。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われているが、地域住民の高齢化が進んでいることにより、施設利用者数は減少している。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用促進のため広報活動（町内へのチラシの配布及び回覧への掲載）が行われた。これまでトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	節電・節水の徹底及び消耗品費の節約に取り組んだ。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が実施されている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行っている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域の高齢者の集いの場、安否確認の場としての施設の存在意義を認識しており、継続的な開館を実施している。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	主に清掃に関しては、老人クラブ会員の協力が得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明な点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の集いの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域内での連携の重要性についての認識があり、地域包括支援センター等と連携をとっている。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。また、施設の管理運営に関し責任感と意欲を持ち、会員と団結して行っている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--

指定管理者評価表（令和7年度）

1. 施設概要

施設名	田原老人軽作業場	評価主体	福祉部 長寿福祉課
指定管理者	奈良市田原地区自治連合会	（非公募）	指定の期間 令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで （5年間）
設置目的	老人に、その知識、経験及び趣味を生かして郷土民芸品を製作させることにより生きがいを与える。		

2. モニタリングの主な手法

モニタリング の主な手法	事業報告書の確認、実地調査、ヒアリング	利用者の 満足度調査等	—	実地調査 実施日	—
-----------------	---------------------	----------------	---	-------------	---

3. モニタリングの主な指標

主な指標	指定管理料※1 （円）	（使用料/利用料金）収入※ 2 （円）	利用者数 （人）		開館日数 （日）	施設稼働率 （％）		利用者満足 度 （％）
			目標	実績		目標	実績	
令和7年度	114,000	—	500	405	47	20	13%	—
令和6年度	114,000	—	500	381	46	20	13%	—
変動の大きい指標の変動理由								
特記事項								

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

（1）適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること	市民による平等利用に対する考え方及び方策	市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。	地域内において、施設について、またその利用方法については周知されている。	適
	情報公開に対する考え方及び方策	市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用日誌を作成しており、利用状況はいつでも公開できるようになっている。	適
	法令遵守に対する考え方及び方策	法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。	会員の個人情報は会長が管理し、役員等限られた人のみ閲覧できるように管理している。	適
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	経理の適正性	公の業務として適正な経理が行われたか。	会計担当者が金銭管理をしている。現金は持たないようにし、その都度必要な分を銀行口座より引き出している。	適
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	施設の維持管理に対する考え方及び方策	施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年6回の清掃と年3回の草刈りが実施され、利用毎に施設の美化に努めている。	適
	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。	年6回の建物の点検と年3回設備の点検を行っている。	適

（2）点数評価項目 【評価基準】 A：協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B：協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C：協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること	事業実施計画	事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	自主事業実施計画	自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。	概ね自主事業実施計画どおりに活動が行われた。	B
	利用の促進、サービスの向上の方策	利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。	自治会長会議で作業所利用の周知を行い、利用促進を実施している。苦情やトラブル等の報告はない。	B

区分	評価項目	評価の着眼点	実施内容	評価
事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	指定管理料の提案額	施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。	利用者各自が経費縮減の意識を持って施設を利用していただけよう周知が行われ、光熱水費・消耗品に関しても節約を行っている。	B
事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	職員の配置、勤務体制及び研修計画	業務仕様書に定める水準を満たし、効果的な担当者の配置であったか。	役員で協力・分担して施設運営が行われている。	B
	類似事業の実績、ノウハウ	類似施設の管理運営の業務その他類似事業の業務の実績・ノウハウが施設管理に効果的に反映をされていたか。	長年継続して運営管理を行っており、豊富な経験によって安定した管理を行えている。	B
	財務状況の健全性	指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。	現在のところ問題はない。	B
その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること	施設の管理運営に対する熱意・意欲	指定管理者として施設を管理運営することに対する熱意や、施設の設置目的の達成に対する意欲があるか。	地域文化の次世代への継承と地域交流を目的として、熱意をもって管理運営を行っている。	B
	利用者の運営参加への方策	利用者を施設の運営に参加させる考えがあり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	利用者も高齢ではあるが、一定程度協力は得られている。	B
	行政との連携	これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。	不明点があるときは、行政へ問い合わせる等連携を取るようになっている。 市の方針を理解し、地域の高齢者の生きがいづくりの場とすべく施設運営がなされている。	B
	地域等における連携・貢献	地域等における連携、貢献の重要性・責任について認識があり、また、そのための具体的・効果的な方策があるか。	地域文化伝承のために事業を継続していく意欲がある。	B

5. 総合評価

総合評価	会計や清掃などの施設の管理運営が適切に行われている。また、ゲートボールやグラウンドゴルフでの利用は活発に行われており、施設自体は地域の高齢者の憩いと生きがいの場となっている。地域文化伝承に関しても伝統文化保存会が活動しており、藁草履・しめ縄づくりが行われている。
指定管理者に対する指示・指導事項	

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

前年度の指示・指導事項及び改善状況	
-------------------	--